

玉村町環境基本計画  
(2021-2030)  
【後期計画・中間見直し】



令和8年3月  
玉村町

# 目次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 計画改定の背景.....	1
第2節 計画の基本的事項.....	5
第3節 各主体の基本的な役割.....	7
第2章 玉村町の現状.....	8
第1節 地域環境.....	8
第2節 気候・気象.....	10
第3節 生活環境.....	14
第4節 社会環境.....	26
第5節 アンケート結果の比較.....	28
第3章 環境保全のための施策.....	31
第1節 玉村町環境基本計画の環境像.....	31
第2節 個別テーマの課題と現状.....	31
第3節 環境像実現のための施策と行動.....	31
第4節 計画の体系.....	32
第4章 施策の展開.....	33
第1節 地球温暖化の防止.....	33
第2節 自然環境の保全.....	37
第3節 循環型社会の構築.....	40
第4節 安心安全な社会の構築.....	44
第5節 環境教育の促進.....	47
第5章 計画の推進・進行管理.....	51
第1節 計画の推進.....	51
第2節 計画の評価.....	51
第3節 計画の進行管理.....	52
資料編.....	53
1 玉村町環境基本条例及び環境審議会等.....	53
2 アンケート調査.....	59
3 玉村町環境基本計画に取り入れたSDGsの考え方.....	66
4 用語の説明.....	67



# 第1章 基本的事項

## 第1節 計画改定の背景

私たちの暮らしは自然からの恵みによって支えられています。しかし現在人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり「気候変動・生物多様性の損失・汚染」という3つの世界的危機に直面しています。この危機は、子供たちが生きる未来を「持続可能な社会」として繋ぐために克服しなければならない最重要課題です。

3つの世界的危機への対応は、循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）・炭素中立（ネット・ゼロ）を統合的に実現する経済社会システムの構築によって、環境課題と経済・社会的問題の同時解決を世界的に図っていくことが求められています。

### （1）国際的な動向

#### ◎持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、貧困や紛争、気候変動、感染症など、人類が直面する多くの課題を解決し、すべての人が安心して暮らし続けられる世界をつくるために、国連で定められた2030年までの国際目標です。17の目標と169の具体的なターゲットがあり、環境・社会・経済のバランスをとりながら「誰一人取り残さない社会」の実現を目指しています。

また、3つの世界的危機はSDGsの各目標と密接な関連があり、SDGsを推進するためにはそれら危機の解決が不可欠となっています。「気候変動」は目標13「気候変動に具体的な対策を」、「生物多様性の損失」は目標15「陸の豊かさを守ろう」、「汚染」は目標6「安全な水とトイレを世界中に」や目標12「つくる責任つかう責任」などと関連があります。

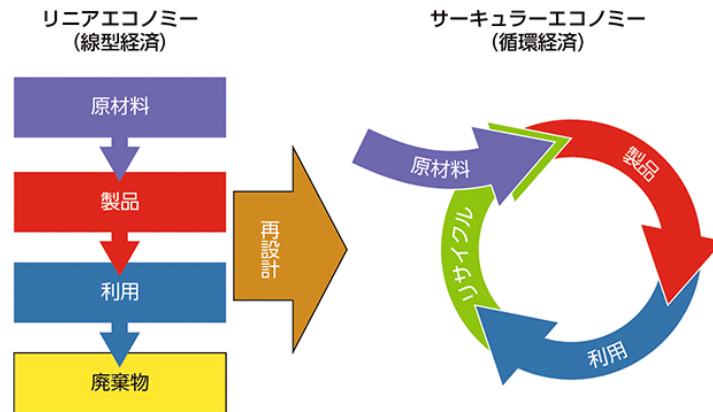


図1-1 SDGs17の目標

◎循環経済（サーキュラーエコノミー）

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、今までの使い捨てを基本とする線形経済から脱却した、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する経済のことをいいます。循環経済への移行には、資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出することが必要です。

循環経済を促進することで、ライフサイクル全体での温室効果ガスの低減につながり、ネット・ゼロに資するだけでなく、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に資するなど、経済・社会・政治・技術の全てにおける横断的な社会変革を実現する上ではネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ相互の連携が重要となります。



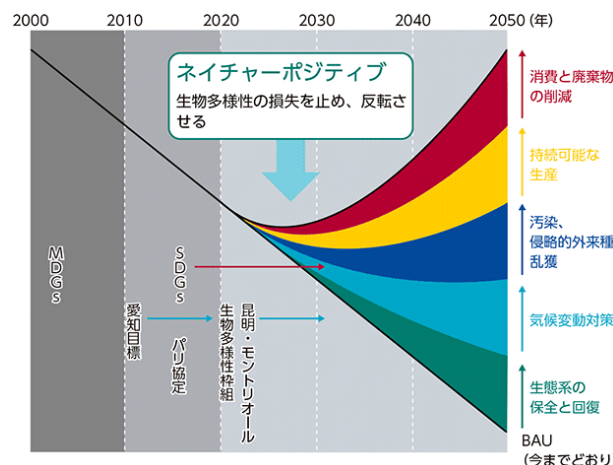
出典：環境省「令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

図1-2 線形経済から循環経済への移行

◎自然再興（ネイチャーポジティブ）

自然再興（ネイチャーポジティブ）とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことをいいます。これは、いわゆる従来の自然保護だけを行うものではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携して社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方であり、これまでの目標が目指してきた生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意が込められています。

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JBO3）」によれば、我が国の生物多様性は、過去50年間損失し続けています。そして、ネイチャーポジティブの実現のため、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする、いわゆる「30by30目標」が定められています。



出典：環境省「令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

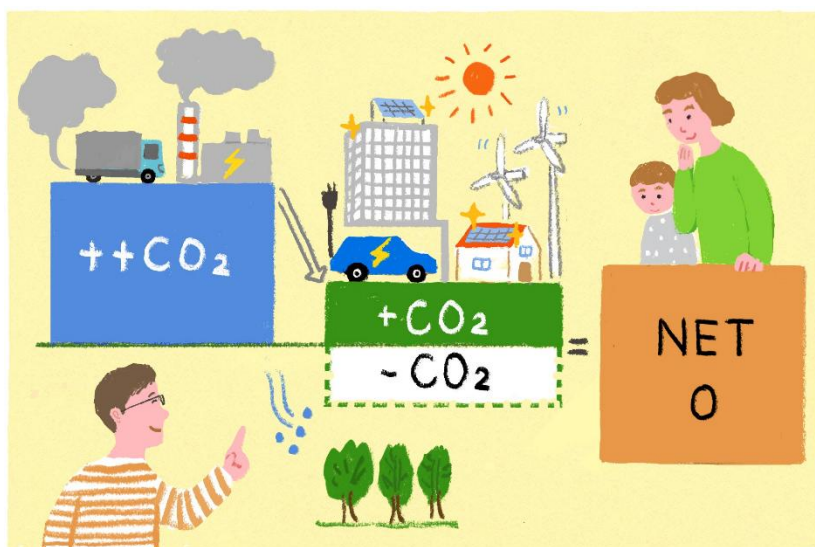
図1-3 ネイチャーポジティブの概念図

### ◎ネット・ゼロ（炭素中立）

ネット・ゼロ（net zero）とは、正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉で、人間の活動による温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的にゼロにすることをいいます。

活動による温室効果ガスの排出を抑制する対策をして、それでも発生してしまった温室効果ガスは、植林や森林保全活動などの取組で吸収・固定し、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態のことです。

平成 27（2015）年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、京都議定書以来となる法的拘束力を持つ「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として「産業革命前に比べ気温上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが定められました。その後、IPCC の報告書で「2050 年頃に二酸化炭素排出を実質ゼロに」と示され、世界各国でカーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められ、現在では二酸化炭素以外の温室効果ガスも含めて実質ゼロにする「ネット・ゼロ」の取組が重要視されています。



出典：環境省「ecojin エコジン」

図1-4 ネット・ゼロのイメージ

## (2) 国内の動向

日本においても、循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）・炭素中立（ネット・ゼロ）を実現するために種々の政策を実施しています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けては、循環経済への移行等に向けて関係者が一丸となって取組を進めるべく、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として「第五次循環型社会形成推進基本計画」を令和6（2024）年8月に策定しました。また、近年のプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応し、プラスチックの資源循環の促進を図るため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年に施行されました。

次に、自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けては、2030年のネイチャーポジティブ実現を目指し、令和5（2023）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。この戦略では、「30by30目標」を実現し、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することや、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進などが取組として掲げられています。

最後に、炭素中立（ネット・ゼロ）の実現に向けては、「2050年ネット・ゼロ（2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現」、「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げています。

そして、これら環境分野を統合する計画として「第六次環境基本計画」を令和6（2024）年5月に策定しました。この計画では、ウェルビーイング（国民一人ひとりの幸せや生活の質の向上）を最上位の目的とし、環境を守りながら経済や社会が発展する「循環共生型社会」の実現を目指すこととしています。

群馬県においても、令和3（2021）年に群馬県環境基本計画（2021-2030）を策定し、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」と施策を関連付けて推進していくこととしています。

玉村町においては、玉村町環境基本条例第3条に掲げられた基本理念に基づき、町民・事業者・行政の協働による共通の目標を達成するため、令和3（2021）年に玉村町環境基本計画（2021-2030）を策定しています。

計画策定から5年が経過し、前述のような国内外の社会情勢の変化、各施策の実績や実施状況を踏まえて計画の見直しを行い、玉村町環境基本計画（2021-2030 後期計画）を策定しました。



## 第2節 計画の基本的事項

### (1) 計画の役割と位置づけ

本計画は、玉村町環境基本条例第9条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに町の施策の大綱を定めるものです。

<p>玉村町環境基本条例 (環境基本計画)</p> <p>第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、玉村町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的な施策の大綱</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ玉村町環境審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。</p>
---

玉村町環境基本条例の基本理念を踏まえ、第6次玉村町総合計画などとの連携及び整合をとりつつ、目指す環境像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を包含しています。

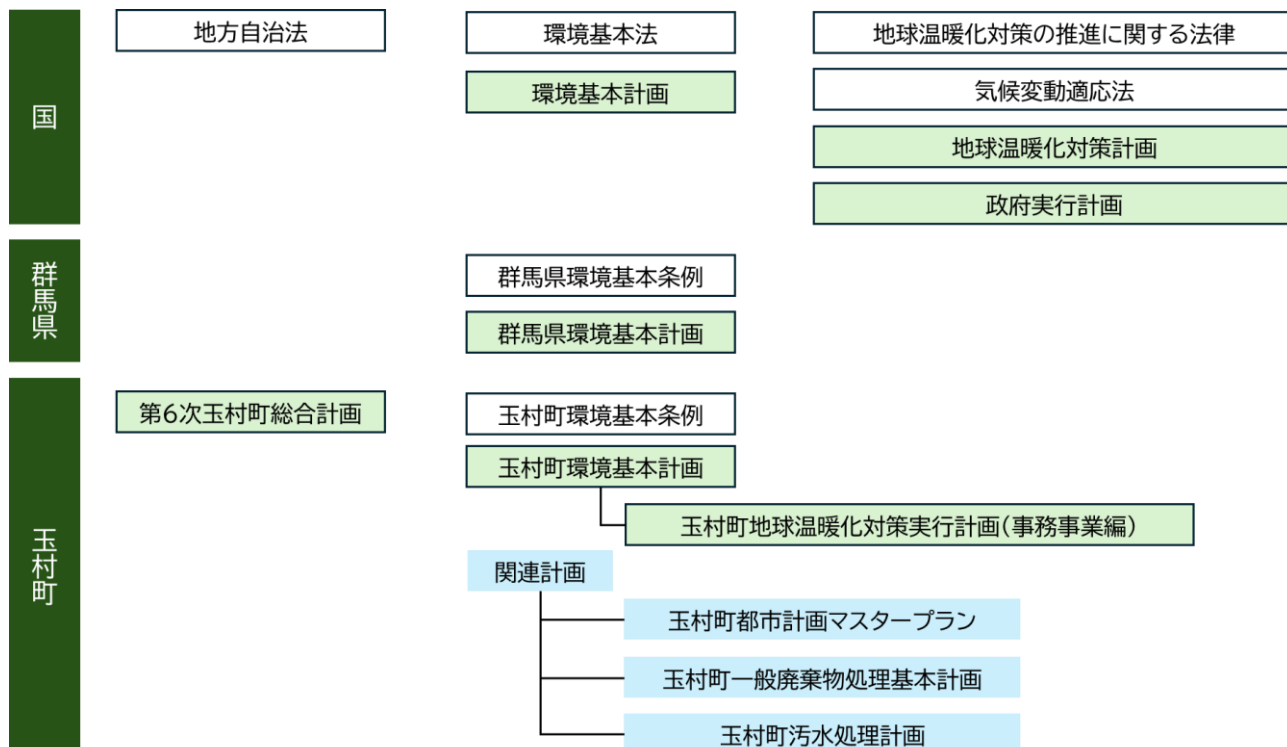


図1-5 環境基本計画と関連計画

## (2) 計画期間

本計画は、10年計画の折り返し、中間見直しによる令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間の計画です。

※社会経済状況の変化や新たな課題が生じ実情に計画がそぐわないと判断された時は、随時見直しを行う場合があります。



図1-6 計画期間

## (3) 計画の対象

本計画の対象は、玉村町全域としますが、本町のみでの取組だけでは解決が容易ではない広域的な環境問題については、周辺自治体との連携を図ります。

また、環境の範囲は、身近な生活環境、自然環境をはじめ、地球環境等の地球規模の環境も含まれます。

対象地域	玉村町全域(近隣市町村とも連携)
対象となる「環境」	自然環境・社会環境・地球環境



### 第3節 各主体の基本的な役割

現在の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷増大によるものであり、地球温暖化に見られるように、地域における行為が、広域に、そして地球全体にまで影響を及ぼすといった空間的広がり、その影響が将来の世代にも渡るといった時間的広がりをもっています。

本町を取り巻く環境問題を解決していくためには、行政はもとより、町民・事業者の自主的・積極的な取組が不可欠となります。町民・事業者・行政がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが必要です。

#### (1) 町民の役割

今日の環境問題の多くは、町民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷の増大が要因の一つとされています。このため、町民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについてより理解を深め、日常生活において環境への負荷を低減するため、これまでの環境に対する意識やライフスタイルの見直しが求められています。

また、行政が実施する環境施策への協力をはじめ、地域や団体における環境保全活動への参加など、環境に配慮した取組が期待されます。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、環境法令に基づく規制基準等を遵守するとともに、エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう努めることが必要です。

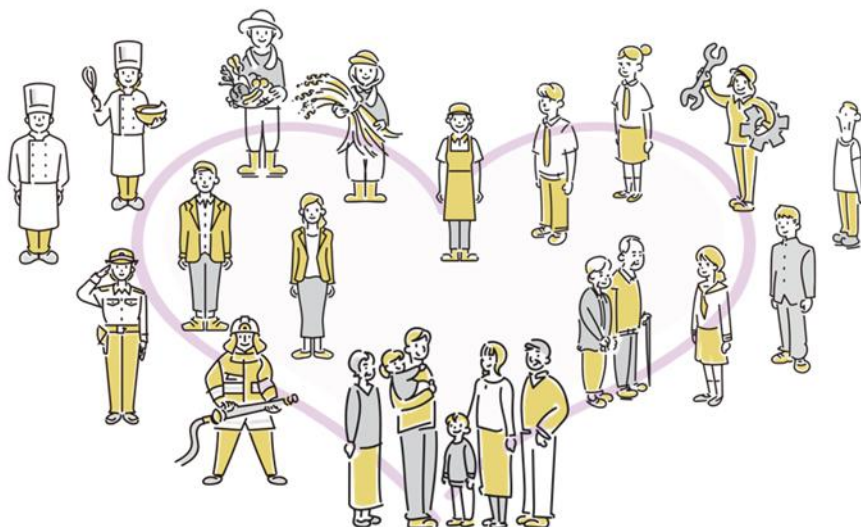
また、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全に関するサービスの提供などにより、環境と調和した持続可能な事業活動を推進していくことが大切です。

さらには、事業者も地域社会の一員として、町民・行政との協力・連携を図りながら、地域における環境保全活動への参加や環境に関する情報発信など、率先した取組が期待されます。

#### (3) 行政の役割

行政は、環境施策の推進にあたり、最も重要な役割を担うものであり、多種多様な環境問題に対して、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、町民、事業者が環境への理解を深め、意欲を高めるため、環境保全活動に対して多方面から支援するとともに、自らも率先して事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国・県及び近隣市町村、関係団体と連携・協力を図りながら推進します。



## 第2章 玉村町の現状

### 第1節 地域環境

#### (1) 玉村町の概要

玉村町は関東平野の北西部に位置しています。標高は57m～72mで、ほぼ平坦な地形です。東は伊勢崎市、西は高崎市、南は藤岡市、高崎市、上里町、北は前橋市にそれぞれ接しています。

町の中央北側を利根川、南側を烏川が流れ、南東部で合流しています。町内には、この2つの河川以外にも藤川、滝川、端気川の一級河川が流れ、地下水に恵まれています。

主な道路は、東西に国道354号線、綿貫篠塚線、高崎伊勢崎線、南北に藤岡大胡線が走り、町の西端を関越自動車道が通っています。

主な産業は農業で、町の面積の約4割を田畑が占め、水田作中心（二毛作）の農業生産活動や園芸作物が栽培されています。

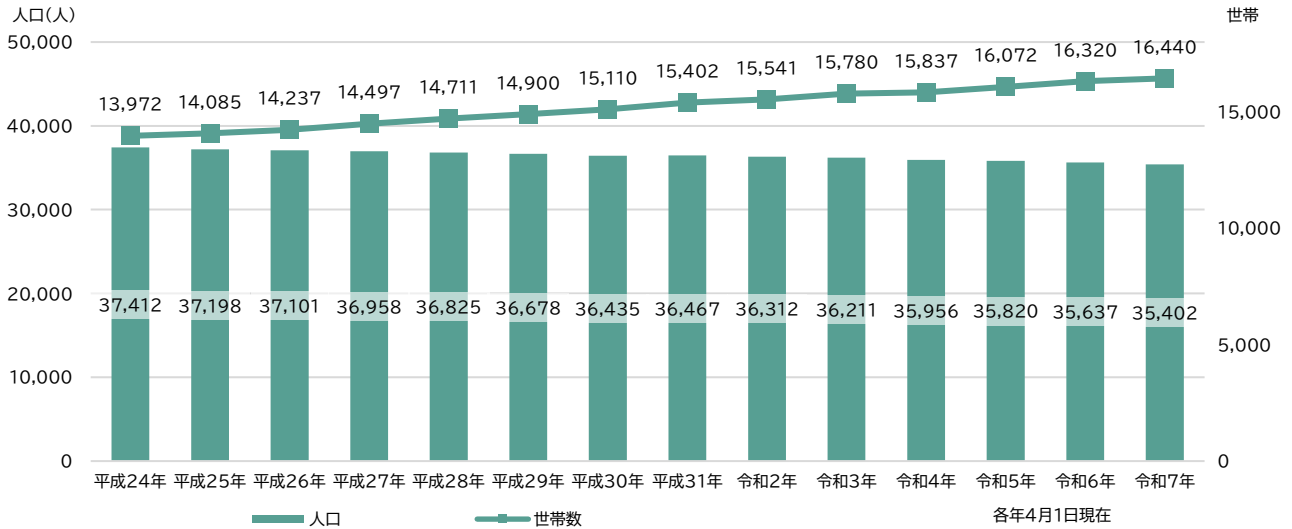
また、本町は高崎市や前橋市、伊勢崎市と接していることから、3市への通勤者も多くなっており、町の東部には工業団地も整備され、農業、商業、工業が一体となって発展しています。

気候では、冬は晴天が多く乾燥し、北西の季節風が強く吹きます。夏は内陸のため高温となりますが風は弱く、比較的穏やかです。年間の日照時間は2,000時間を超える年もあり、全国でも比較的日照の多い地域となっています。



## (2) 玉村町の人口

玉村町の人口は、令和7年4月1日現在で35,402人、世帯数は16,440世帯となっています。平成24年と比較すると、人口は2,010人減少、世帯数は2,468世帯の増加、1世帯あたりの人員は平成24年の2.68人から2.15人と約0.5人減少しています。

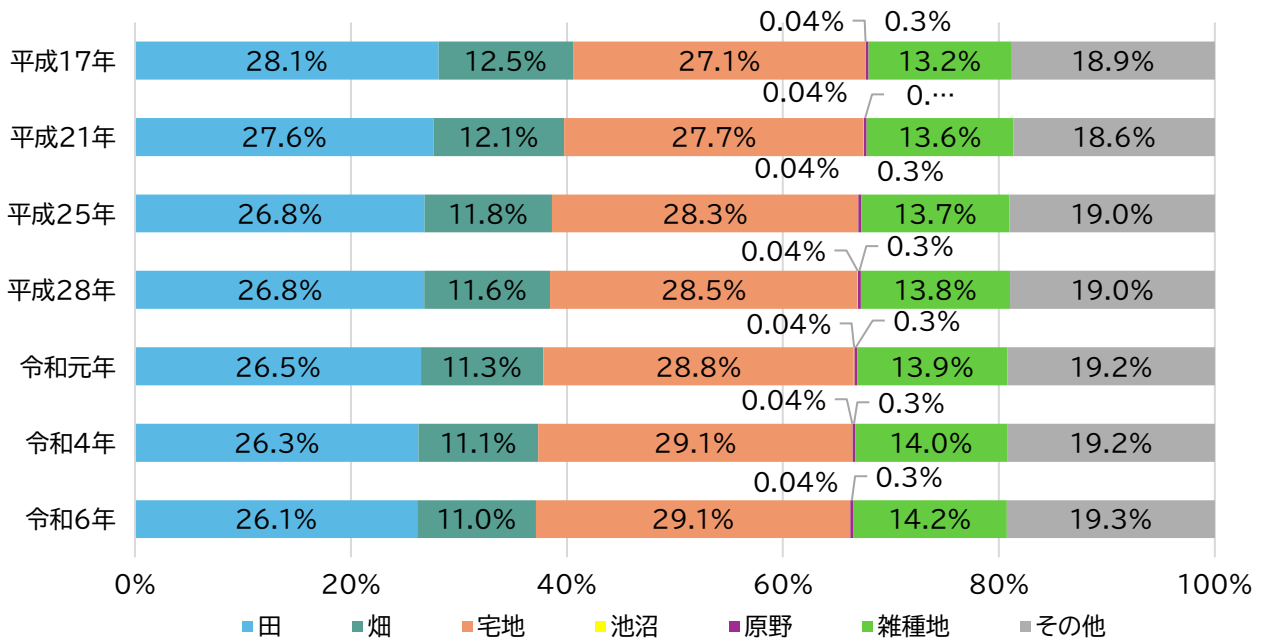


出典：玉村町

図2-1 玉村町の人口の推移

## (3) 土地利用状況

本町の総面積は2,578haとなっており、そのうち田・畑で37.1%、宅地が29.1%を占めています。



出典：玉村町

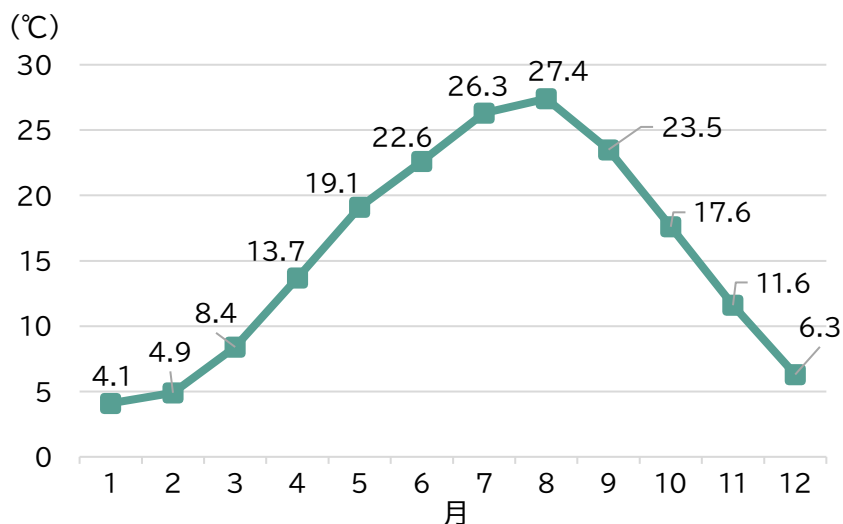
図2-2 玉村町の土地利用割合の変化

## 第2節 気候・気象

以下に示す気象データは、玉村町に最も近い前橋地方気象台伊勢崎観測所（伊勢崎市宮子町）のデータを使用しています。

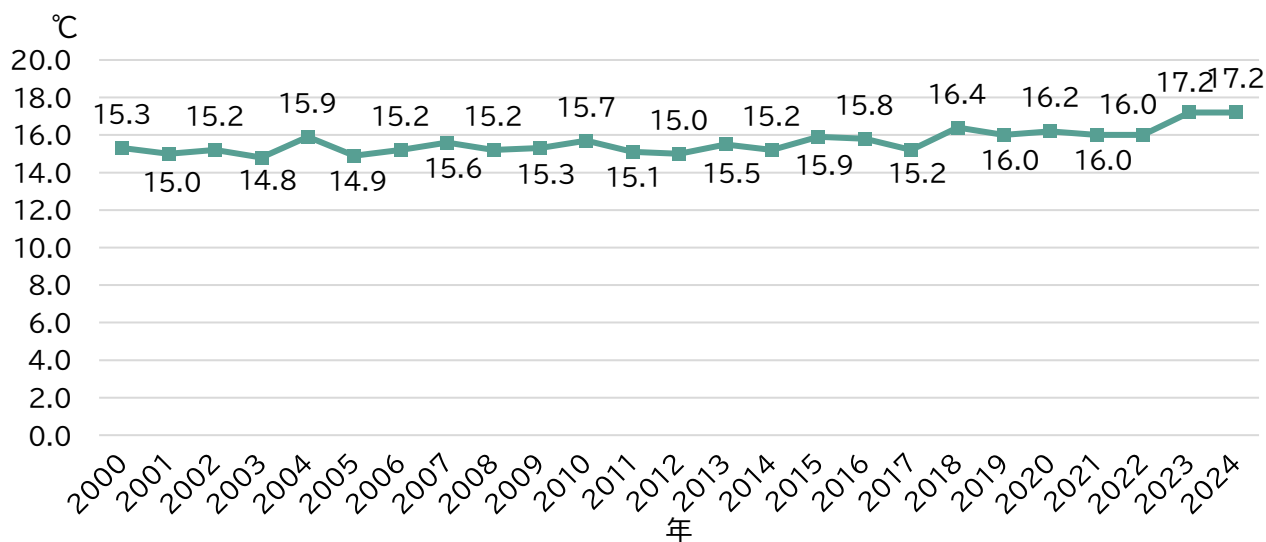
### (1) 気温

過去22年（平成10（1998）年～令和2（2020）年）の年平均気温は15.5℃となっています。また、過去25年間の年間平均気温の推移を見ると、上昇傾向にあります。（図2-4）



出典：気象庁ホームページ気象情報統計

図2-3 月別平均気温（平成10（1998）年～令和2（2020）年）

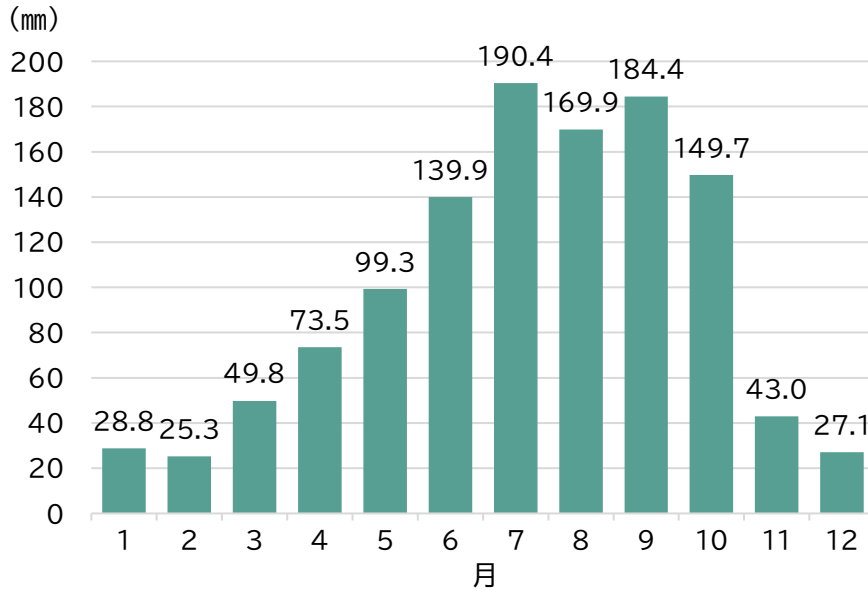


出典：気象庁ホームページ気象情報統計

図2-4 年間平均気温の推移（平成12（2000）年～令和6（2024）年）

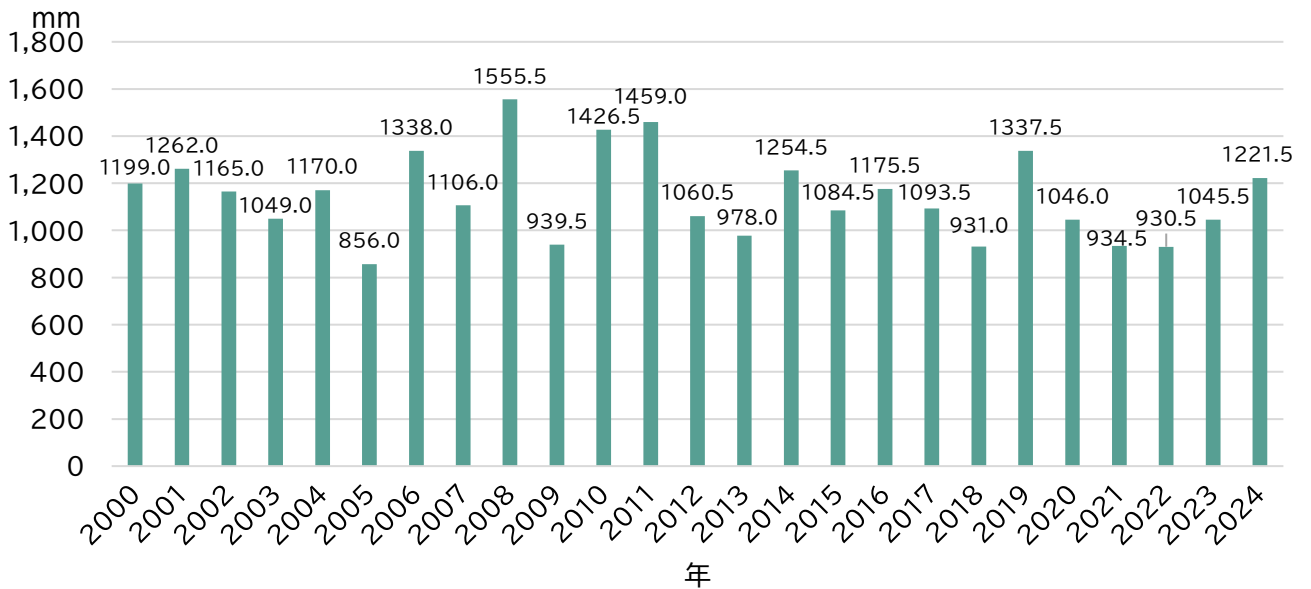
(2) 降水量

過去 22 年（平成 10（1998）年～令和 2（2020）年）の平均年総降水量は 1,181.1mm となっています。また、過去 25 年間の年総降水量の推移を見ると、2008 年の 1,555.5mm が最多、2005 年の 856.0mm が最少でした。全体的に見ると、年ごとに増減はあるものの長期経過による大きな変化は確認できません。



出典：気象庁ホームページ気象情報統計

図 2-5 月別平均降水量（平成 10（1998）年～令和 2（2020）年）



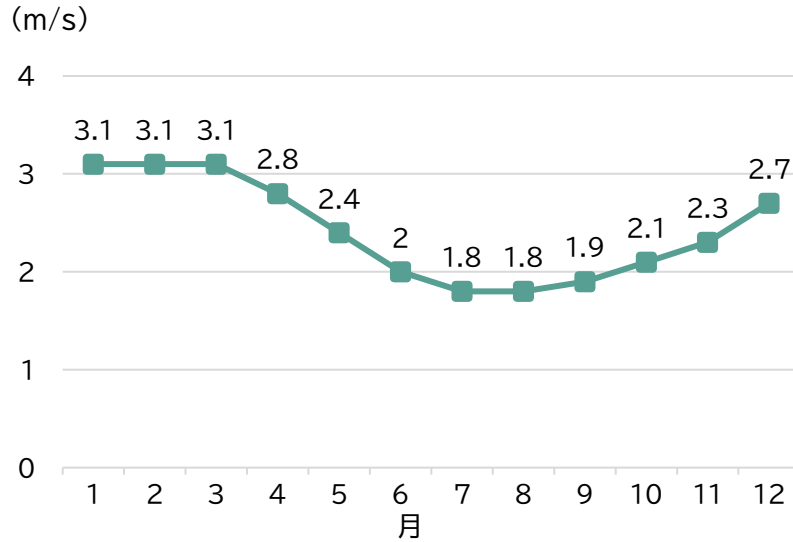
出典：気象庁ホームページ気象情報統計

図 2-6 年総降水量の推移（平成 12（2000）年～令和 6（2024）年）

(3) 風速

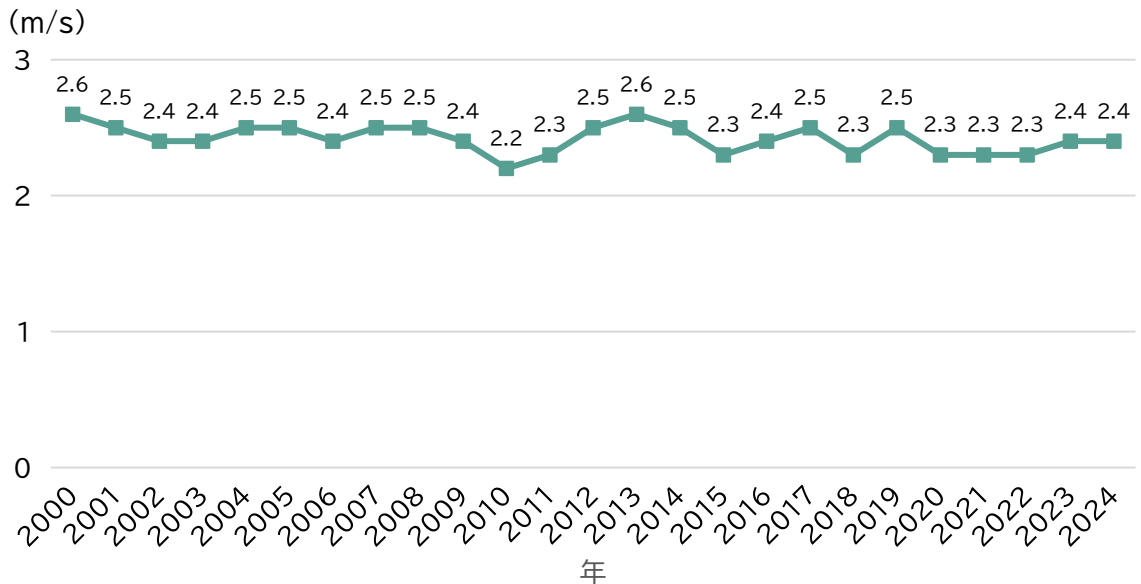
過去 22 年（平成 10（1998）年～令和 2（2020）年）の平均風速は、1 月～3 月が平均風速 3.0m/s を超え、冬季は風が強くなっていますが、7 月～9 月は平均風速 2.0m/s を下回り穏やかになります。

また、過去 12 年間の平均風速は、2.4m/s 前後で推移しており、長期的に見てもほぼ安定しています。



出典：気象庁ホームページ気象情報統計

図 2-7 月別平均風速（平成 10（1998）年～令和 2（2020）年）

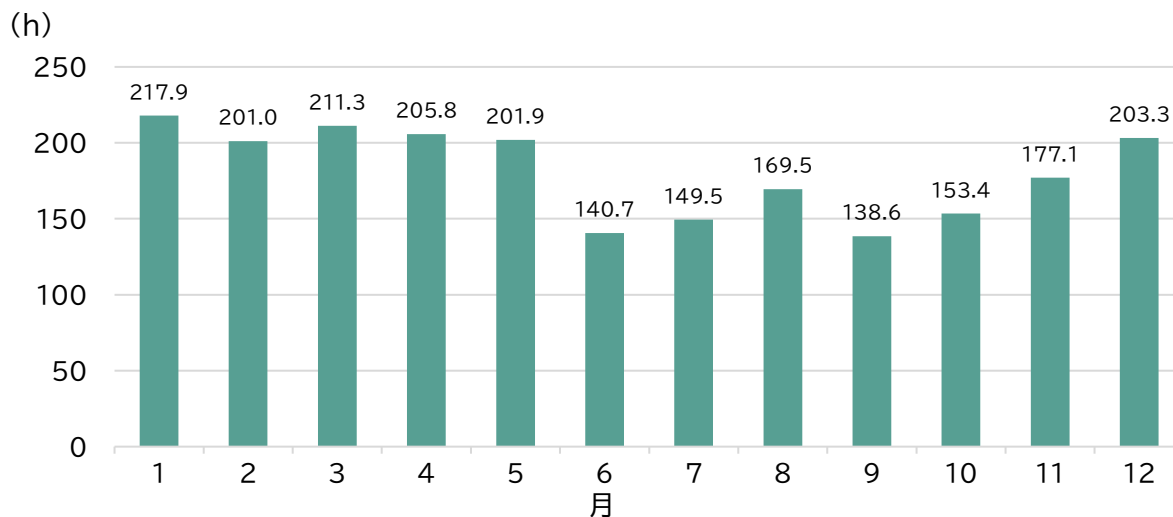


出典：気象庁ホームページ気象情報統計

図 2-8 年平均風速の推移（平成 12（2000）年～令和 6（2024）年）

#### (4) 日照

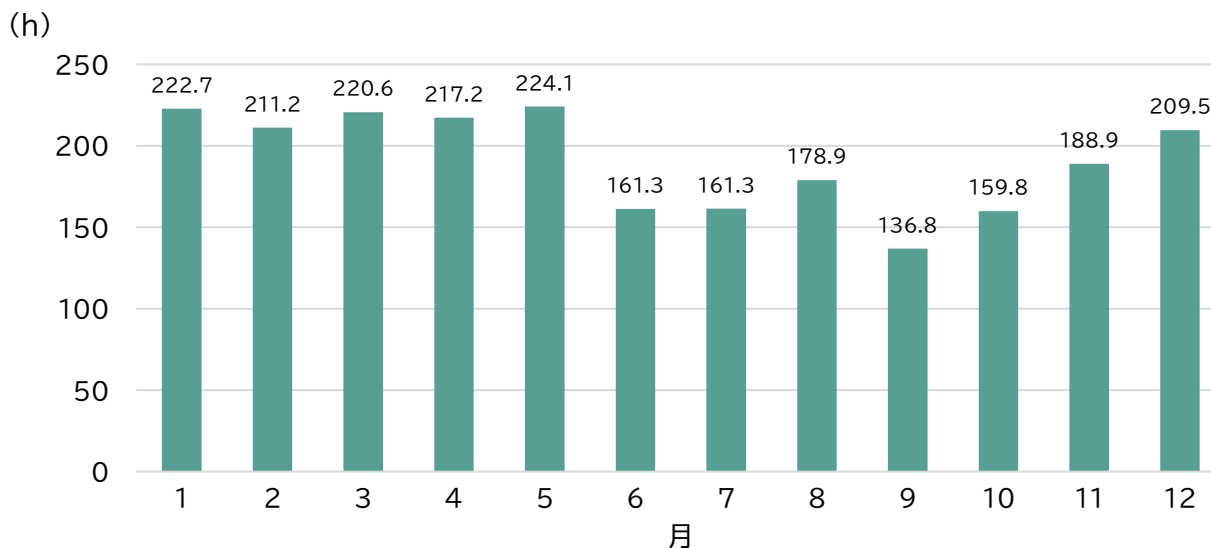
過去 22 年間（平成 10（1998）年～令和 2（2020）年）の年日照時間の平均は 2,177.0 時間と、比較的日照時間が多い地域となっています。



出典：気象庁ホームページ気象情報統計

図 2-9-A 月別平均日照時間（平成 10（1998）年～令和 2（2020）年）

過去 12 年間（平成 25（2013）年～令和 6（2024）年）の年日照時間の平均は 2,292.3 時間となっています。過去 22 年間に比べて日照時間の平均は 115.3 時間増加しています。



出典：気象庁ホームページ気象情報統計

図 2-9-B 月別平均日照時間（平成 25（2013）年～令和 6（2024）年）

### 第3節 生活環境

#### (1) 主要河川の水質

利根川と烏川における過去5年間の水質の状況推移は以下のとおりとなっています。利根川はA類型に、烏川はB類型に指定されています。(表2-1参照)

表2-1 公共用水域の水質

水域名	地点名	調査年度	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数(MPN/100 ml) ※大腸菌数(CFU/100 ml)
利根川上流	福島橋(A類型)	環境基準	6.5以上 8.5未満	2.0以下	25以下	7.5以上	1,000以下 ※300以下
		令和2年度	7.4	0.8	8	10	2,000
		令和3年度	7.4	0.8	9	11	1,200
		令和4年度	7.5	0.7	7	11	47※
		令和5年度	7.5	1.2	8	11	9,300※
		令和6年度	7.5	0.7	9	9.6	450※
烏川下流	岩倉橋(B類型)	環境基準	6.5以上 8.5未満	3.0以下	25以下	5.0以上	5,000以下 ※1,000以下
		令和2年度	7.8	2.6	8	10	24,000
		令和3年度	7.9	2.2	10	10	18,000
		令和4年度	7.9	1.6	11	10	270※
		令和5年度	8.0	1.8	10	11	1,100※
		令和6年度	7.9	1.8	10	10	440※

出典：群馬県環境白書

- ✓ 測定結果の水質の値について、大腸菌数は90%値、BODは75%値、ほかの項目は年平均値です。
- ✓ pH：水素イオン濃度のこと。水の酸性・アルカリ性を示すものでpHが7のときは中性、これより数値の低い場合は酸性、高い場合はアルカリ性であることを示します。
- ✓ BODの環境基準は、AA類型で1mg/L、A類型で2mg/L、B類型で3mg/L、C類型で5mg/Lです。
- ✓ SS(浮遊物質)：水中に浮遊する物質の量です。水の濁りの原因となり、SSが大きくなると魚類に対する影響が現れます。
- ✓ DO(溶存酸素)：水中に溶け込んでいる酸素の量です。溶存酸素は水の自浄作用や水中の動植物の生育に不可欠なものです。
- ✓ 大腸菌群数 (MPN/100 ml)：令和3年度までの基準
- ✓ 大腸菌数 (CFU/100 ml)：令和4年度からの基準

表2-2 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以下 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100 ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以下 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以下 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000 MPN/100 ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以下 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0 以下 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以下 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

出典：環境省「環境基準：別表2生活環境の保全に関する環境基準（河川）」

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：水産ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の  
 水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等β-中貧腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## (2) 町内河川・水路の水質

本町では、令和4年度まで2カ所、令和5年度から4カ所の河川・水路で年1回の水質測定を行っています。採水場所は生活雑排水や工場排水が流入する箇所があり、測定地点や測定時期による水質のばらつきもありますが、特に大きな問題は見受けられません。

表2-3 町内河川・水路の水質データ

調査地点	町内調査地点の平均値		
調査年度	令和4年	令和5年	令和6年
水温 (°C)	22.8	30.0	21.9
pH	7.2	7.7	7.4
BOD (mg/ℓ)	2.6	2.0	1.4
COD (mg/ℓ)	3.6	5.3	5.1
SS (mg/ℓ)	10.5	10.0	17.5
大腸菌数 (CFU/100 ml)	1,900	730	582
全窒素 (mg/ℓ)	1.9	1.7	1.8
全リン (mg/ℓ)	0.2	0.3	0.1

出典：玉村町

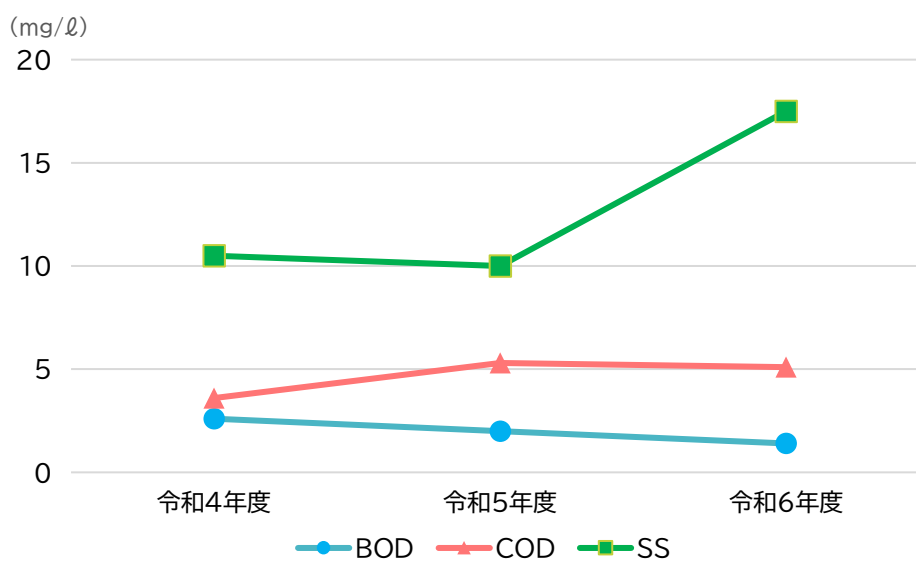


図2-10 町内河川・水路の水質調査結果

【町内河川・水路の水質調査箇所】

調査箇所の河川・水路名と採水地点は以下のとおりです。

表2-4 採水場所

番号	河川名(令和4年度まで)	採水地点(令和4年度まで)
①	川井工業団地排水	東部工業団地
②	川井工業団地排水	東部工業団地
番号	河川名(令和5年度以降)	採水地点(令和5年度以降)
③	高橋川	上陽橋
④	藤川	森下団地東
⑤	川井工業団地排水	東部工業団地
⑥	滝川	新玉村ゴルフ場南

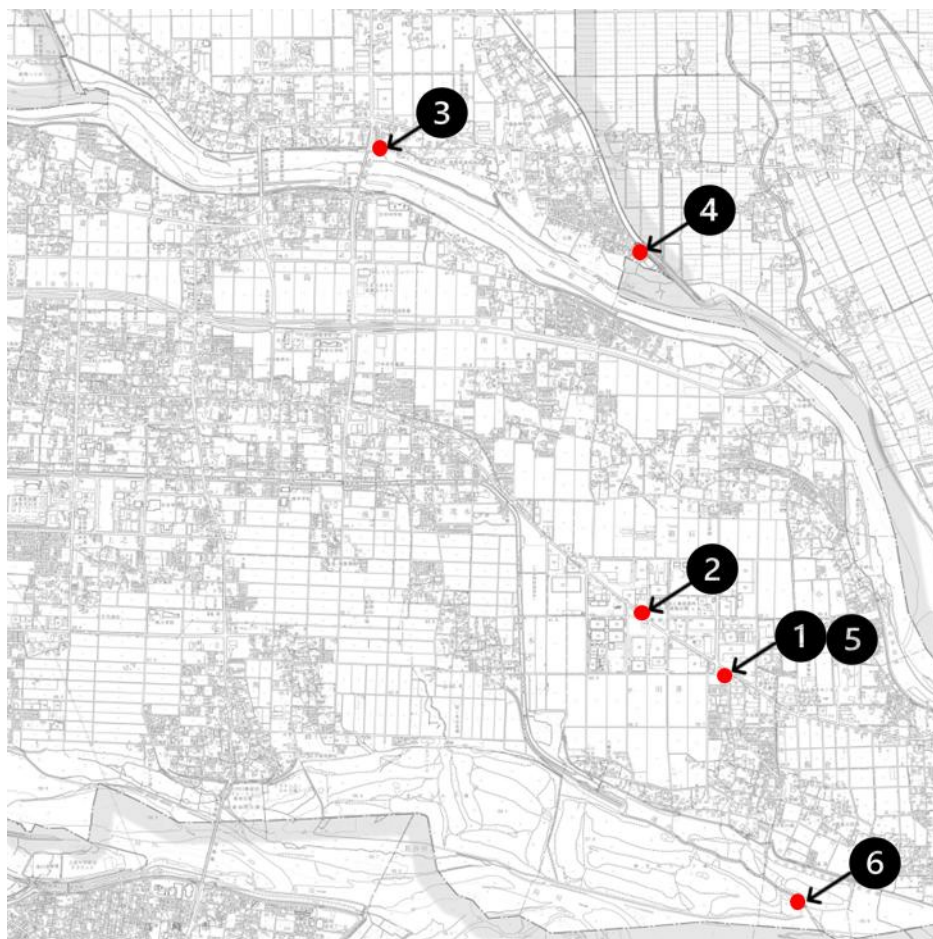


図2-11 採水場所地図

(3) 大気

①玉村測定局における大気測定結果

玉村測定局における大気測定結果は次のとおりです。浮遊粒子状物質、二酸化窒素については過去5年間環境基準値以下となっていますが、光化学オキシダント\*については、過去5年間において環境基準を達成した年はありませんでした。

表2-5 一般環境大気測定結果と環境基準達成状況

項目/年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
浮遊粒子状物質(SPM)	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	0.013	0.011	0.012	0.012	0.012
	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	0.034	0.024	0.028	0.026	0.031
	環境基準値(mg/m <sup>3</sup> )	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	環境基準達成状況	○	○	○	○	○
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	年平均値(ppm)	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	日平均値の98%値(ppm)	0.019	0.017	0.015	0.015	0.012
	環境基準値(ppm)	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	環境基準達成状況	○	○	○	○	○
光化学オキシダント*(OX)	年平均値(ppm)	0.035	0.035	0.036	0.038	0.038
	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.110	0.108	0.127	0.136	0.133
	環境基準値(ppm)	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	環境基準達成状況	×	×	×	×	×
	注意報発令日数	2	1	4	4	4

環境基準達成状況 (○：達成/×：未達成)

出典：県環境白書(玉村測定局)

※ 光化学オキシダントとは、大気中に存在する様々な物質が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて化学反応を起こすことにより生成される物質の総称。  
大気中のオキシダント濃度が高濃度(0.120ppm以上)となり、気象条件等を考慮してその状態が継続すると判断される際には、光化学オキシダント注意報が発令されます。例年4月から9月の間に高濃度になりやすい傾向があります。近年では大陸からの移流の影響も指摘されており、広域的な問題になっています。

表2-6 環境基準・評価方法

物質名	環境基準	評価方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価する。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppmを超えるときは未達成と評価する。

②伊勢崎測定局における自動車排出ガス測定結果

伊勢崎測定局における自動車排出ガス測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、非メタン炭化水素いずれの項目においても過去5年間環境基準以下となっています。

表2-7 自動車排出ガス測定結果と環境基準達成状況

年度	二酸化窒素		浮遊粒子状物質		一酸化炭素		非メタン炭化水素
	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (ppmC)
令和2	0.008	○	0.014	○	0.3	○	0.13
令和3	0.008	○	0.012	○	0.2	○	0.13
令和4	0.008	○	0.013	○	0.2	○	0.12
令和5	0.007	○	0.014	○	0.2	○	0.12
令和6	0.007	○	0.013	○	0.2	○	0.12

環境基準達成状況 (○：達成／×：未達成)

出典：県環境白書（伊勢崎測定局）

③ダイオキシン類濃度

大気中のダイオキシン類濃度については、毎年町内において3ヶ所で測定しており、これまで、環境基準を超える値が検出されたことはありませんでした。

表2-8 大気中のダイオキシン類濃度測定値

年度	勤労者センター	上福島農業者研修所	原森農業者研修所	平均値	環境基準
平成25	0.042	0.070	0.060	0.057	0.60
平成26	0.033	0.028	0.032	0.031	0.60
平成27	0.033	0.033	0.019	0.028	0.60
平成28	0.010	0.013	0.011	0.011	0.60
平成29	0.0084	0.011	0.012	0.010	0.60

出典：クリーンセンター

④大気汚染防止法による特定施設

町内には大気汚染防止法による特定施設として、令和6年度では120施設が群馬県に届出されています。

表 2-9 大気汚染防止法による特定施設数

施設名 年度	ボイラ	金属溶 解炉	金属加 熱炉	焼成炉 溶解炉	乾燥炉	廃棄物 焼却炉	ガス タービン	ディーゼル 機関	合計
令和元	56	2	8	26	4	2	4	21	123
令和2	54	2	8	26	4	2	4	21	121
令和3	54	2	8	26	4	2	4	18	118
令和4	57	2	8	26	4	2	4	19	122
令和5	57	2	7	26	4	2	4	18	120
令和6	57	2	6	27	4	2	4	18	120

出典：群馬県

(4) 騒音・振動（特定工場騒音）

騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づく規制基準の遵守及び各種手続きは、市町村に届出されています。

町内の騒音規制法に基づく特定工場騒音における騒音状況の実態を把握するため、毎年度5つの事業所に対し騒音調査を行っています。測定の結果、規制基準値を超える場合には事業者に対し指導を行っています。

表2-10 特定工場等騒音規制基準遵守状況調査結果

年度	主たる発生源(特定施設名)		区域	騒音レベル dB(A)	
				規制基準値	測定値 (敷地東端,西端,南端,北端)
R2	工場 A	液圧プレス 切断機	第3種区域 (準工業地域)	65	54,52,53,52
	工場 B	金属加工機械 空気圧縮機	第4種区域 (工業専用地域)	70	58,59,56,57
	工場 C	空気圧縮機	第4種区域 (工業専用地域)	70	68,53,66,58
	工場 D	空気圧縮機	第2種区域 (市街化調整区域)	55	48,49,55,49
	工場 E	空気圧縮機	第2種区域 (市街化調整区域)	55	54,54,52,54
R3	工場 F	空気圧縮機 送風機	第2種区域 (市街化調整区域)	55	51,51,45,48
	工場 G	送風機	第2種区域 (市街化調整区域)	55	64,50,51,54
	工場 H	空気圧縮機 送風機	第4種区域 (工業専用地域)	70	55,57,58,65
	工場 I	空気圧縮機	第2種区域 (市街化調整区域)	55	59,60,57,56
	工場 J	空気圧縮機 合成樹脂用射出成型機	第4種区域 (工業専用地域)	70	61,58,64,54
R4	工場 K	空気圧縮機	第2種区域 (市街化調整区域)	55	55,55,55,58
	工場 L	破碎機	第4種区域 (工業専用地域)	70	54,50,52,54
	工場 M	せん断機	第2種区域 (市街化調整区域)	55	45,50,46,50
	工場 N	金属加工機械	第4種区域 (工業専用地域)	70	68,58,59,53
	工場 O	空気圧縮機	第3種区域 (近隣商業地域)	65	61,57,59,57

年度	主たる発生源(特定施設名)		区域	騒音レベル dB(A)	
				規制基準値	測定値 (敷地東端,西端,南端,北端)
R5	工場 P	送風機	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	57,63,43,64
	工場 Q	金属加工機械 空気圧縮機	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	54,50,56,52
	工場 R	空気圧縮機 合成樹脂用射出成型機	第 2 種区域 (第 2 種中高層住宅専用区域)	55	45,47,55,50
	工場 S	金属加工機械 空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	56,57,55,56
	工場 T	送風機 ボイラー	第 2 種区域 (市街化調整区域)	70	45,44,48,45
R6	工場 U	金属加工機械 空気圧縮機	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	57,64,49,55
	工場 V	金属加工機械 空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	53,49,50,53
	工場 W	金属加工機械 空気圧縮機	第 4 種区域 (工業専用地域)	70	58,58,63,60
	工場 X	金属加工機械 空気圧縮機	第 2 種区域 (第 2 種中高層住宅専用区域)	55	46,54,47,44
	工場 Y	空気圧縮機	第 2 種区域 (市街化調整区域)	55	47,46,49,48

出典：玉村町

(5) ごみの排出量・再資源化量の推移

ここ数年、クリーンセンターに搬入されるごみの総量は減少していますが、玉村町の1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均より多い傾向がみられます。

表 2-11 玉村町クリーンセンターの一般廃棄物受入実績

項目/年度		単位	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
家庭	可燃ごみ	t	7,703	7,636	7,433	7,077	7,057
	資源ごみ	t	775	769	715	673	626
	不燃ごみ	t	248	234	216	197	182
	粗大ごみ	t	1,089	945	875	838	879
事業	可燃ごみ	t	3,212	3,131	3,303	3,160	3,199
	不燃ごみ	t	47	44	40	36	36
集団回収		t	317	352	368	346	326
合計		t	13,075	12,759	12,582	12,327	12,306
1人1日当たり ごみ排出量	玉村町 (家庭ごみ)	g/人・日	743	730	707	698	673
	玉村町	g/人・日	989	972	962	942	944
	群馬県平均	g/人・日	990	968	966	933	-
	全国平均	g/人・日	901	890	880	851	-

出典：玉村町

表 2-12 再資源化量の推移

(単位：t)

項目/年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
紙類	544	544	509	458	443
紙パック	4	4	5	4	4
紙製容器包装	52	51	54	51	51
金属類	144	140	134	123	114
ガラス類	242	209	210	199	187
ペットボトル	92	96	93	98	93
白色トレイ	2	2	1	2	2
プラスチック類	-	-	-	-	-
布類	63	61	57	57	56
焼却灰・飛灰等のセメント原料化	101	100	99	98	98
その他※	846	980	752	732	693
合計	2,090	2,187	1,914	1,822	1,741
ごみ総排出量	13,075	12,759	12,582	12,327	12,306
玉村町リサイクル率(%)	16.0	17.1	15.2	14.8	14.1
群馬県平均リサイクル率(%)	14.3	14.5	13.9	13.8	-
全国平均リサイクル率(%)	20.0	19.9	19.6	19.5	-

※その他には、木質燃料化、ガラス陶磁器くず、充電電池、廃家電、自転車、リユース家電、電気釜容器、蛍光灯、乾電池などが含まれます。

出典：玉村町

## (6) 上水道

総配水量は、令和2（2020）年度をピークに、減少傾向で推移しています。令和6（2023）年度の家庭用の1人1日使用水量は350ℓ程度で減少傾向となっています。

表 2-13 上水道の使用状況

年度	総配水量 (t)	1日平均配水量 (t)	1人1日使用水量 (家庭用:ℓ)
令和2	4,783,040	13,104	362
令和3	4,717,019	12,923	360
令和4	4,607,857	12,624	353
令和5	4,550,083	12,432	349
令和6	4,472,522	12,253	346

出典：玉村町



(7) 下水道

汚水処理事業の普及率(行政人口に占める処理区域内人口比率)は年々上昇傾向となっており、令和6(2024)年度では93.5%となっています。

また、接続率(処理区域内の住宅のうち接続している戸数の比率)は令和6(2024)年度に90.2%となりました。

表 2-14 汚水処理事業の状況

年度	行政人口	処理区域内		普及率 (人口%)	利用状況(接続)		接続率 (戸数%)
		人口	戸数		人口	戸数	
数式	①	②	③	②÷①	④	⑤	⑤÷③
令和2	36,211	31,137	11,730	86.0	26,838	10,265	87.5
令和3	35,956	31,964	12,095	88.9	27,458	10,581	87.5
令和4	35,820	32,509	12,341	90.8	28,262	10,993	89.1
令和5	35,637	32,831	12,489	92.1	28,670	11,211	89.8
令和6	35,402	33,099	12,614	93.5	28,988	11,382	90.2

※行政人口は各年度末現在

出典：玉村町

(8) 苦情件数

玉村町役場に寄せられた公害苦情の推移は以下のとおりとなっています。令和3(2021)年度をピークに横ばい傾向が続いており、苦情内容別で見ると、大気汚染・悪臭は近年増加しており、水質汚濁は減少傾向にあります。

表 2-15 公害苦情件数の件数

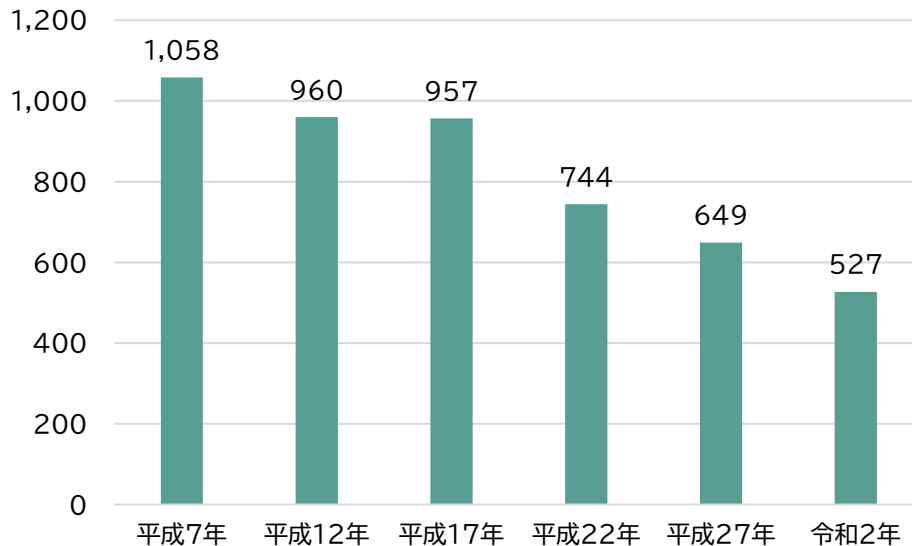
年度	大気汚染・悪臭	水質汚濁	騒音・振動	合計
令和2	8	2	5	15
令和3	13	6	6	25
令和4	10	3	9	22
令和5	9	3	8	20
令和6	18	1	6	25

出典：玉村町

## 第4節 社会環境

### (1) 農業の状況（農家数の推移）

農家数（専業農家、兼業農家、自給的農家の合計）は、減少傾向が続いており、令和2（2020）年度は平成27（2015）年に比べ122戸減少しています。

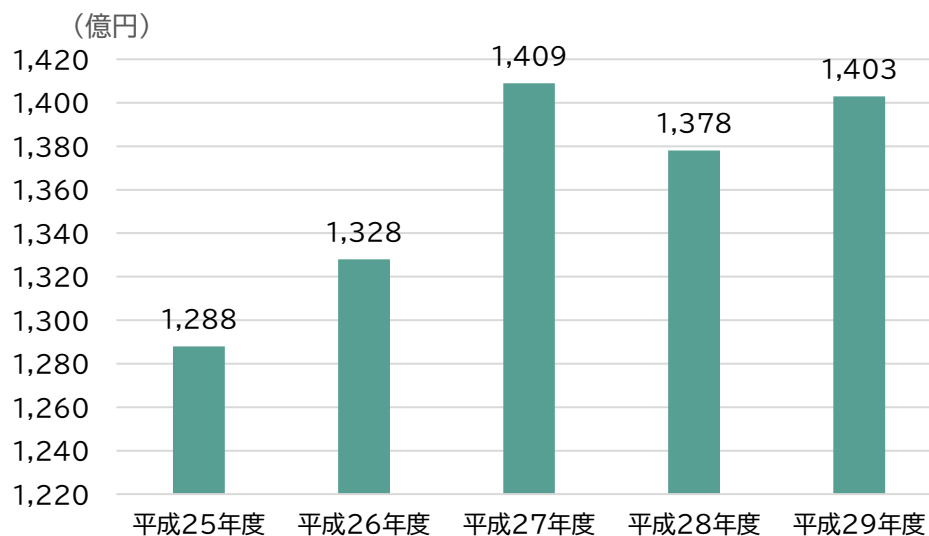


出典：農林業センサス

図2-12 農家数の推移

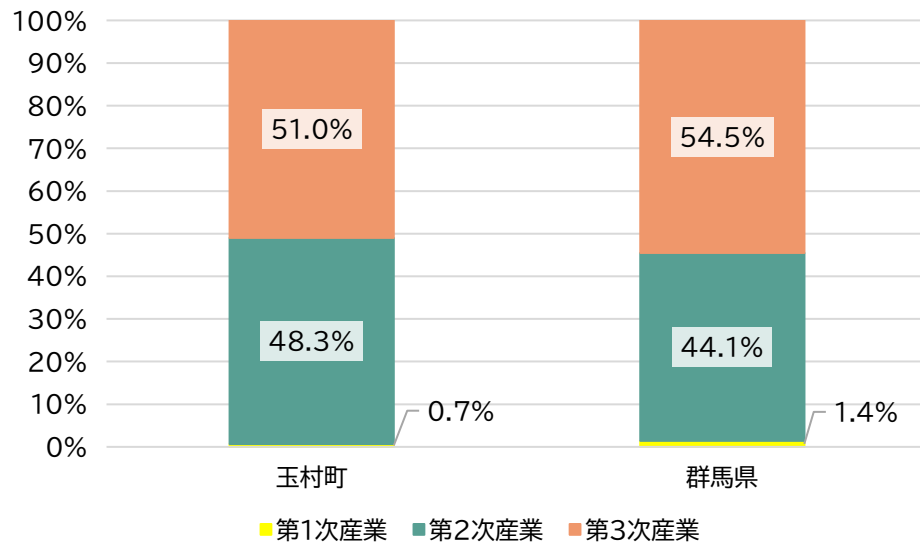
### (2) 町内総生産

本町での総生産額は、1,300億円前後で推移しています。また、平成29（2017）年度における町内総生産の内訳は、一次産業が0.7%、二次産業が48.3%、三次産業が51.0%となっています。



出典：群馬県統計

図2-13 町内総生産の推移



出典：群馬県統計

図 2-14 町内総生産の内訳比較（平成 29 年度）



## 第5節 アンケート結果の比較

本計画の策定時（令和2（2020）年度）に行ったアンケート結果と、今回の中間見直しにおけるアンケート結果を抜粋して比較を行いました。

### （1）住民

「あなたは、身近な環境についてどのように感じていますか？（択一式）」という質問について、前回のアンケート結果と比較すると、「非常に快適な環境だ」「どちらかといえば快適な環境だ」の割合が上昇し、「どちらともいえない」の割合が減少しているため、本町の環境が改善していると感じる住民が増えていると思われます。既存の施策を継続し、引き続き本町の環境の保全を推進していくことが求められています。

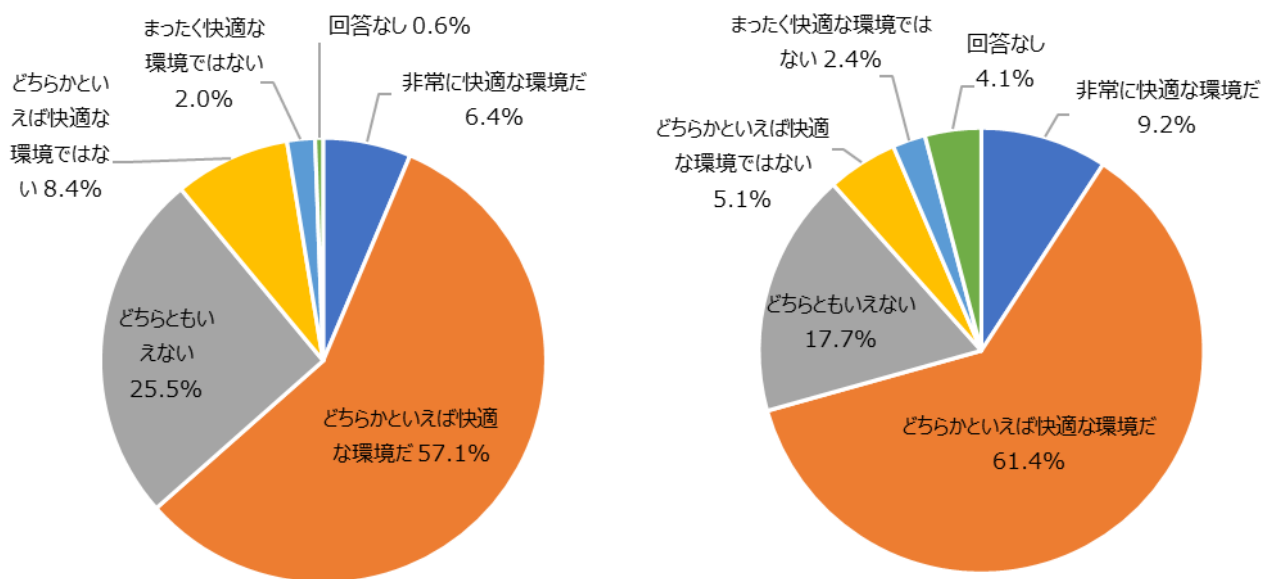


図2-15 住民アンケート結果比較（左：前回[n=345]、右：今回[n=293]）

### (2) 事業者

「貴事業所では、企業の環境への取組と企業活動のあり方についてどう思われますか？(択一式)」という質問について、前回のアンケート結果と比較すると、「ビジネスの可能性が広がるビジネスチャンス」「社会貢献の一つである」の割合が上昇しているため、今後はこのような企業のニーズを満たすような施策や事業を推進し、ビジネスの活性化や環境に資する行動を促すことが必要です。

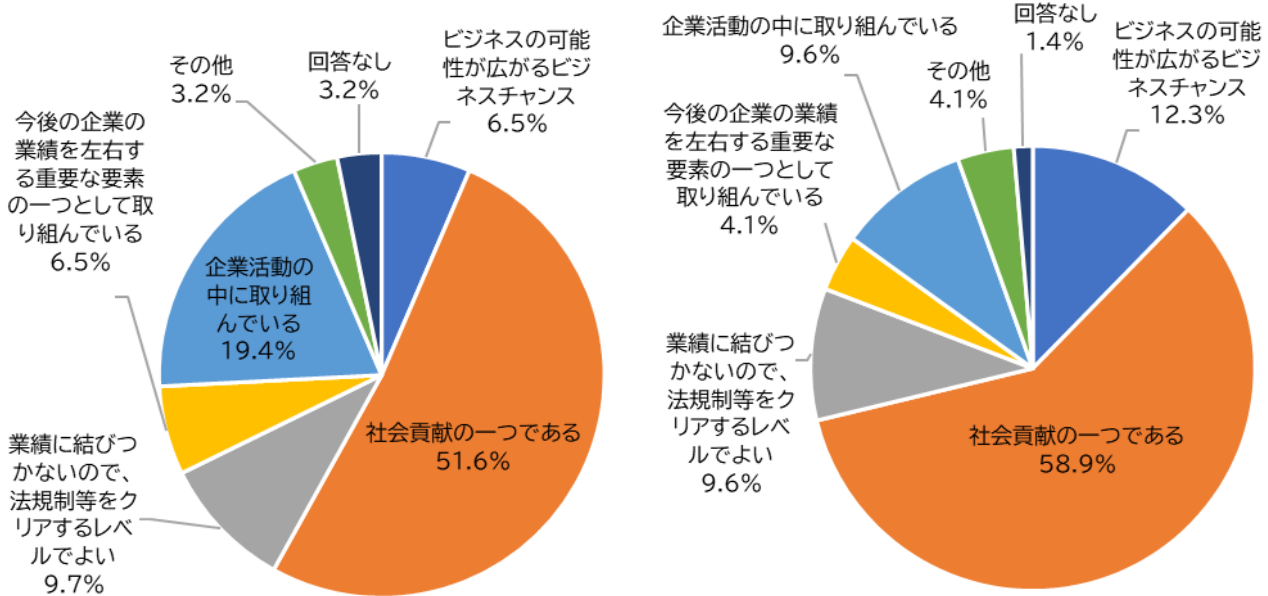


図2-16 事業者アンケート結果比較 (左: 前回[n=62]、右: 今回[n=73])

### (3) 農業者

「お住まいの地域での環境美化・リサイクル活動について、あなたはどのように思われますか？(択一式)」という質問について、前回のアンケート結果と比較すると、「積極的に参加したい」「時間的、生活的に余裕があれば参加したい」の割合が上昇し、「内容によっては参加したい」の割合が減少しているため、行政と農業者が協働できるような工夫をするとともに、地域貢献への理解を促すような施策が必要です。

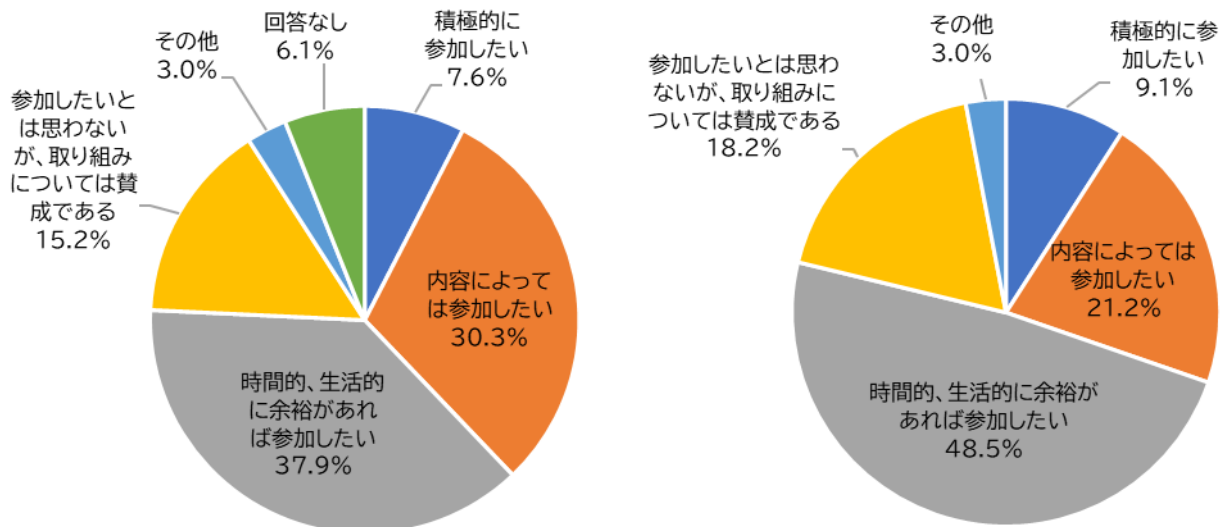


図2-17 農業者アンケート結果比較 (左: 前回[n=66]、右: 今回[n=33])

#### (4) 中学生

「あなたは、現在お住まいの地域に、今後も住み続けたいですか。それとも他の地域に移りたいとお考えですか。(択一式)」という質問について、前回のアンケート結果と比較すると、「今後も住み続けたい」が上昇し、「何ともいえない」が減少しているため、本町の中学生は現在の環境等にある程度満足しているため、既存の施策を継続し、本町の魅力をさらに向上させる新たな施策についての検討も必要です。

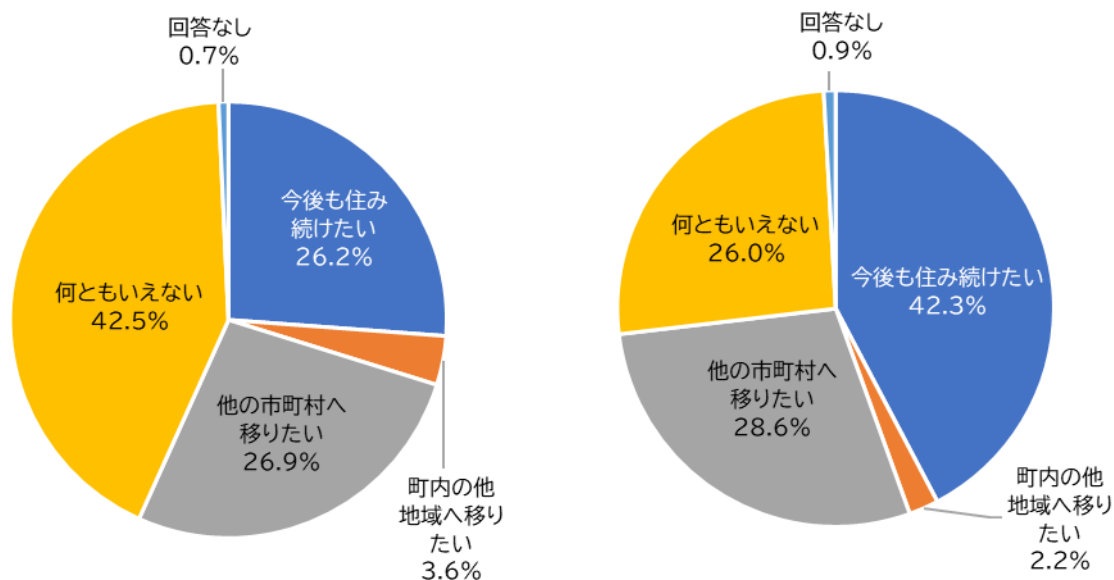


図2-18 中学生アンケート結果比較 (左: 前回[n=275]、右: 今回[n=227])

## 第3章 環境保全のための施策

### 第1節 玉村町環境基本計画の環境像

まちづくりの基本となる「第6次玉村町総合計画」では、町の目指すべき将来像を「暮らすなら、ここがいい。」とし、実現するために6つの重点目標を掲げています。重点目標のうち「生活しやすい環境をつくる」、「たまむらの良さを次世代につなぐ」において玉村町の環境に関する項目が挙げられています。

私たちには、緑や水辺、歴史的環境資源などの残された貴重な環境を保全し、一人ひとりが環境保全に関する意識を高め、日常生活や行動等を見直すことで、より良い環境づくりを進め、安心して住める町を構築していくことが求められています。

玉村町の豊かな自然を保全し、多くの生物からの恵みを受け続け、そして次の世代にその恩恵を引き継げるよう、当初計画の理念を継承し、目指すべき環境像を以下のように定めます。

たまむらの自然をいつまでも  
～安心な生活と共に～

### 第2節 個別テーマの課題と現状

個別テーマに関する現状と課題を抽出します。町の現状を踏まえ、今後どのように行動していけばよいかの整理を行います。

### 第3節 環境像実現のための施策と行動

環境像を実現するための町の基本施策をテーマごとに示し、重要性や効果を考慮した基本施策を次のように位置づけます。

#### 〈重点施策〉

特に重要であると考えられるもの、緊急に取り組む必要のあるもの、様々な波及効果が期待できるものなどをテーマごとに重点的に取り組む施策です。

#### 〈基本施策〉

重点施策以外で、各環境目標の実現に向け、町の豊かな自然や人々の暮らしを守るための施策です。

#### 〈町民・事業者の取組〉

環境目標達成のためには、行政だけではなく、町民や事業者の協力が不可欠です。町の実施する環境施策の効果をさらに高め、環境目標を達成するために、町民や事業者の望まれる行動をテーマごとに示します。この取組を参考にし、日常的に身の回りの環境に配慮した行動をとることが重要です。

## 第4節 計画の体系

玉村町環境基本計画（2021-2030）の体系を以下に示します。

### 計画の目的と体系の構成

目的：玉村町の環境を守り環境像「たまむらの自然をいつまでも～安心な生活と共に～」の達成。

計画の体系：5つの基本目標と8つの重点施策、18の基本施策の設定。

目指すべき環境像	基本目標	施策		対応するSDGsの目標	
たまむらの自然をいつまでも 安心な生活と共に	地球温暖化の防止	重点施策	重点1 「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定	7 気候変動に具体的な対策を 8 質の高いエネルギーを 9 気候変動対策を推進する	
			重点2 公共施設への再生可能エネルギー導入促進	11 持続可能な都市づくり 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう	
		基本施策	基本1 省エネルギー・自然エネルギーの活用	15 陸の豊かさを保つ	17 持続可能なパートナーシップ
			基本2 自動車の使用抑制と交通の円滑化		
	自然環境の保全	重点施策	重点3 町内全域の各種自然調査の実施	2 気候変動に具体的な対策を 4 質の高いエネルギーを 6 気候変動対策を推進する	
			重点4 河川緑地の保全事業の推進		
		基本施策	基本3 森林資源の保護・有効活用	8 質の高いエネルギーを 11 持続可能な都市づくり 15 陸の豊かさを保つ	
			基本4 植栽運動の推進		
			基本5 特定外来生物・有害鳥獣対策 <b>新規</b>		
	循環型社会の構築	重点施策	重点5 廃棄物の適正処理とごみ減量・リサイクル習慣の普及啓発	3 持続可能な消費と生産 4 質の高いエネルギーを 6 気候変動対策を推進する	
		基本施策	基本6 ゼロエミッションとライフサイクルアセスメント	7 気候変動に具体的な対策を 8 質の高いエネルギーを 9 気候変動対策を推進する	
			基本7 グリーン購入の推進	11 持続可能な都市づくり 12 つくって消費する 14 海の豊かさを守ろう	
			基本8 水資源の節約	17 持続可能なパートナーシップ	
			基本9 ごみ処理システムの再設計		
			基本10 発生抑制と分別の意識啓発		
	安心安全な社会の構築	重点施策	重点6 公害防止のためのパトロールの強化	3 持続可能な消費と生産 4 質の高いエネルギーを 6 気候変動対策を推進する	
			重点7 環境基本計画推進体制の確立	11 持続可能な都市づくり 12 つくって消費する 14 海の豊かさを守ろう	
		基本施策	基本11 親水空間の保全・創造	15 陸の豊かさを保つ	
基本12 有害物質等の発生抑制・管理の徹底					
基本13 騒音・振動対策					
基本14 下水道への接続推進と排水への配慮啓発					
環境教育の促進	重点施策	重点8 環境基本計画の熟知、推進	4 質の高いエネルギーを 17 持続可能なパートナーシップ		
	基本施策	基本15 自然愛護思想の普及拡大			
		基本16 情報提供			
		基本17 環境美化意識の向上			
		基本18 食糧問題への意識啓発			

## 第4章 施策の展開

玉村町では5つの基本目標と8つの重点施策、17の基本施策を設定し、実施してまいりました。前期の進捗状況の検証や現時点の町民意識や意向を反映し、中間見直しを実施しました。

〈評価方法〉

- ・重点施策については、各施策の現状を具体的に記載しました。
- ・基本施策については、下表の基準で7段階の評価を行いました。

◎7段階評価

- A：大幅に進展している（目標を上回るペースで進行、すでに全体目標の半分以上を達成済み）  
 B：おおむね計画通りに進行中（10年計画の中間点として適切な進捗）  
 C：一部で進展が見られるが遅れ気味（一部で取組はあるが、全体としては想定より遅れている）  
 D：十分な進展が見られない（実施はされているが、進行に課題があり大幅に遅れている）  
 E：未着手または中止・見直し検討中  
 F：事業廃止  
 G：施策の一部変更（施策としては継続しているが、その内容を一部変更している）

### 第1節 地球温暖化の防止

☆現状と課題☆

地球温暖化は、全国で記録的猛暑や気象災害の激甚化・頻発化、安定的な水・食料の確保、生物多様性を基盤とする生態系への悪影響など、さまざまな面で人類生存にも重大な影響を及ぼすおそれがあります。20世紀後半の地球温暖化に関しては、人間の産業活動等に伴って排出された人為的な温室効果ガスが主因とみられ、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、人間が地球の気候を温暖化させてきたことに「疑う余地がない」とする報告を、令和3（2021）年8月9日に公表しています。

地球温暖化による影響は身近なところでも発生しています。県内では、熱中症により5月から9月に救急搬送された人は10年前の平成27（2015）年が1,208人で、令和7（2025）年は1,958人と増加しています。町内では令和元年台風第19号において床上浸水1棟、床下浸水17棟の被害がありました。

地球温暖化を防止するためには、官民協働して地球環境負荷低減に配慮した取組を継続して実施することが大切です。

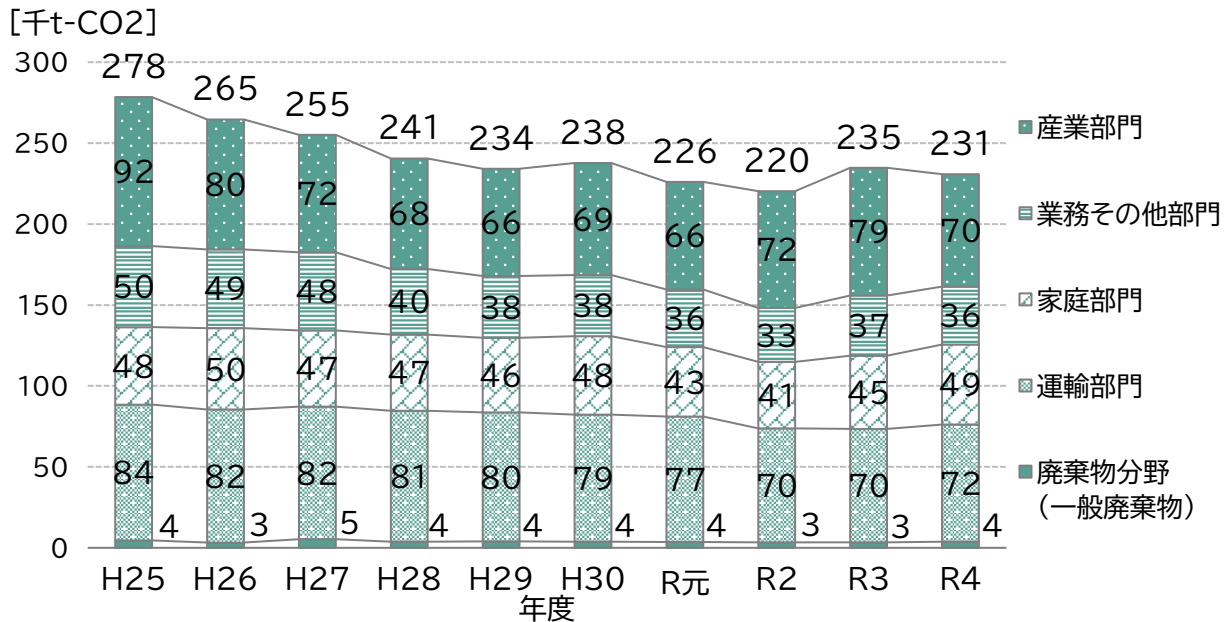


出典：IPCC 第5次評価報告書

図4-1 気候変動による将来の主要なリスク

☆温室効果ガスの削減の取組☆

本町における温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の推移はゆるやかな減少傾向にあります。国や県が目指す2050年カーボンニュートラルと合わせて、本町も施策の展開を進める必要があります。



出典：環境省「自治体排出量カルテ（玉村町）」

図4-2 玉村町の温室効果ガス排出量の推移

☆中学生アンケート☆

『地球温暖化など地球の環境が変わっていく中で、「不安だ」と思うことは何ですか?』という質問に対して上位3つの回答は「暑い日が増えて、熱中症などが増える」「食べ物が取れにくくなる」「自分の将来の暮らしが心配になる」でした。

未来の担い手である子供たちが安心して暮らせる環境を繋いでいくためにも、今私たちがすべきことを積極的に取り組む必要があります。

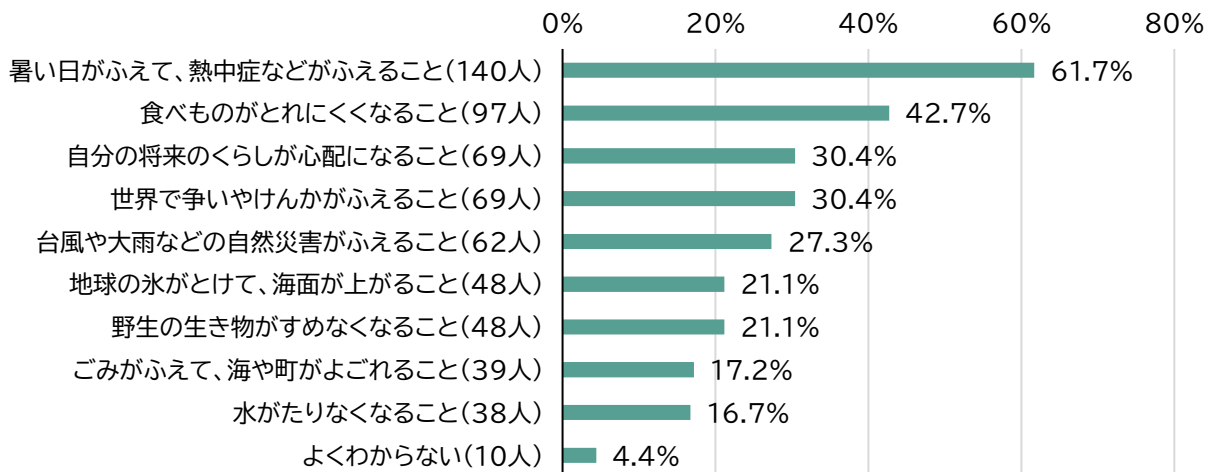


図4-3 地球温暖化で感じる不安（中学生 n=227）

☆重点施策☆

重点1 「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定
<p>国や県では、2050年に向け、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針であり、本町においても2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。</p> <p>この目標を達成するために、町域から発生する温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量抑制のための計画「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、総合的・計画的に温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。</p>
<p>◎中間評価</p> <p>「玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定が未着手ですが、2030年までに策定できるよう推進します。</p>

重点2 公共施設への再生可能エネルギー導入促進
<p>学校や、公共施設に導入することによって、子供の頃から再生可能エネルギーに対する理解・意識の高揚が図れるとともに、広く地域に開放することにより、住民の再生可能エネルギーや環境に対する意識の高揚を目指します。</p>
<p>◎中間評価</p> <p>玉村中学校、第4保育所、役場庁舎に導入済みですが、更なる導入が必要です。</p>

☆基本施策☆

基本1 省エネルギー・自然エネルギーの利活用			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	中間評価
環境家計簿普及活動	県で紹介している各家庭での節電の取組をホームページで紹介する	環境安全課	C
オフィスの節電活動推進	家庭や事業所でできる省エネ等の方法をHP等で紹介していく	環境安全課	B
	環境マネジメントシステム導入を推奨する	環境安全課	D
「緑のカーテン」普及事業	引き続き公共施設で実施し、町民の方々へも普及させる	環境安全課	C
省エネルギー設備機器の普及促進	HP等においても紹介していく	環境安全課	B
町有施設へのソーラーシステム・省エネ器機の導入	ソーラーシステムを1カ所以上導入する	総務課	B
	設備更新時に省エネ機器の導入を検討する（交換が必要なLEDは交換済）	総務課	B

基本2 自動車の使用抑制と交通の円滑化			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
自転車道・歩道の整備促進	都市計画道路等の新設時点で検討する	都市建設課	C
事業所に対する自転車通勤・エコドライブの啓発	実施方法について検討する	環境安全課	C
自転車及び低公害車の普及推進：公用車への低公害車導入	公用車の購入時に低公害車の導入を検討する	総務課	B
公共交通の充実を図る	民間事業者と協議を行い、便利なものとなるよう検討する	環境安全課	B
道路整備による渋滞改善	県とも協議し渋滞解消に取り組む	都市建設課	C

### 町民の取組

- ・節電やこまめな消灯、宅配便の再配達防止、クール(ウォーム)シェアなど省エネルギー型のライフスタイルを実践する。
- ・省エネルギー性能の高い家電製品への買換えに努める。
- ・通勤、通学、買い物など移動時の公共交通機関や徒歩、自転車を利用する。
- ・ふんわりアクセル等のエコドライブの実施や次世代自動車の購入に努める。
- ・蓄電池の導入、高断熱化等によるエネルギー消費性能に優れた住宅の新改築を検討する。

### 事業者の取組

- ・クール(ウォーム)ビズやエコドライブ等の環境負荷の少ない事業活動を推進する。
- ・省エネルギー性能の高い設備・機器の導入に努める。
- ・ふんわりアクセルなどエコドライブの実施や次世代自動車の購入に努める。
- ・蓄電池の導入、高断熱化等によるエネルギー消費性能に優れた事務所の新改築を検討する。
- ・製品・サービスの原材料の調達、製造、供給時における環境負荷の軽減を図る。
- ・省エネルギー技術や製品の開発に努める。

## 第2節 自然環境の保全

### ☆現状と課題☆

生物の生息環境の破壊や外来種の侵入等により、生物や生態系の多様性が地球規模で急速に失われつつあります。私たちの暮らしが、生物多様性を基盤として成り立っていることから、許容の範囲を超えた人為的影響で生物種等を絶滅に追い込むことは、私たち人類の存在基盤を弱体化することにもなりかねません。

本町は利根川と烏川に囲まれ、その河川敷の森林には多くの動植物が生息しており、生き物が暮らす生態系が継続的に保全されていくことが求められております。本町でも、哺乳類ではアライグマ、魚類ではブルーギル、コクチバス、昆虫類ではクビアカツヤカミキリ、アカボシゴマダラ、クモ類ではセアカゴケグモ、植物ではオオキンケイギクなどの特定外来生物が発見されており、特定外来生物対策が必要になってくるものと考えられます。

また、特定外来生物ではないものの、シカやイノシシ、ハクビシンについても生息が確認されており、農作物の被害を食い止める対策が必要です。

生物多様性の確保には、私たち人間の都合ばかりを優先するのではなく、自然との共生の視点から環境づくりに取り組んでいく必要があります。

そのためには、本町において重要となる動植物の種類や個体数が町内にどのくらい存在するか実態を把握する必要があります。

そして、本町の現状を踏まえて、基本施策「基本5 特定外来生物・有害鳥獣対策」を追加し、クビアカツヤカミキリやハクビシン等の特定外来生物・有害鳥獣への対策を推進することとしました。

### ☆中学生アンケート☆

『あなたの地域での状況にどの程度満足していますか?』という質問に「自然の豊かさ」や「空気のきれいさ」の満足度は高い傾向がみられます。「水のきれいさ」においては若干低い傾向となっています。河川や水路などの自然環境の保全の取組の充実を図ることが重要です。

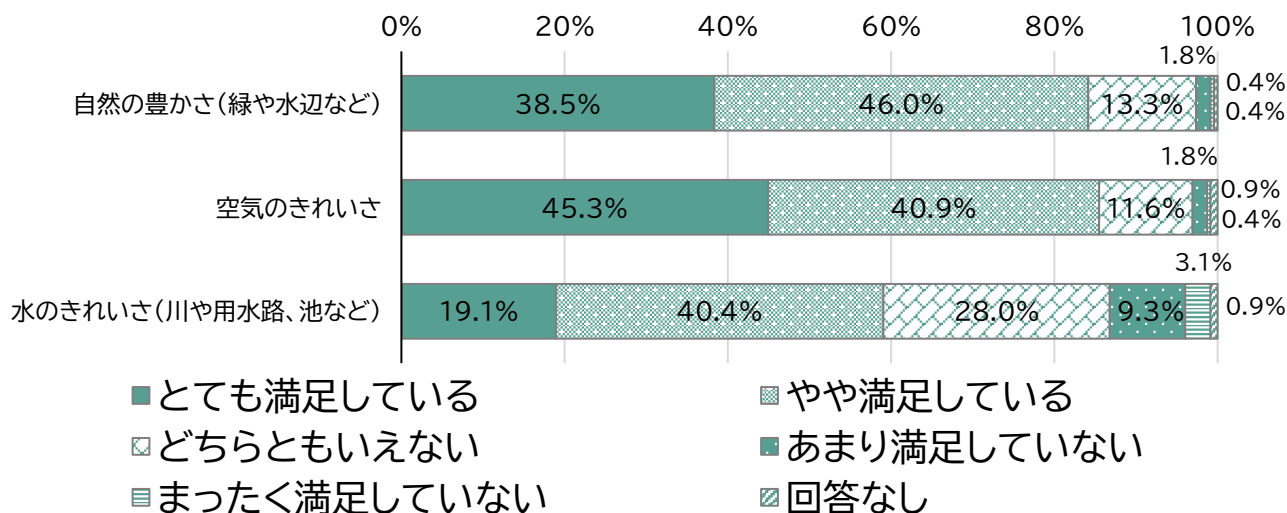


図4-4 地域の状況への満足度 (中学生 n=227)

☆重点施策☆

<b>重点3 町内全域の各種自然調査の実施</b>	
住民参加で身近な生き物の調査を実施し、生物多様性の保護・保全についての理解を深めるとともに、体験を通じて自然の大切さを共に考えていきます。調査は、定期的の実施し、町内の自然環境の変化を確認していきます。	
◎中間評価 特定外来生物や有害鳥獣は定期的に調査を実施しています。	

<b>重点4 河川緑地の保全事業の推進</b>	
河川緑地は、多くの動植物が生息・生育し、人間にとって豊かな恵みを与えてくれる貴重な空間であり、新緑や紅葉など四季折々の美しい景観を見せてくれます。 この河川緑地を、持続可能なまちづくりの重要なポイントとして保全活動を推進します。	
数値目標	河川クリーン作戦参加者（年間） 1,000 人を目標
◎中間評価 多くの人に参加してもらえるよう、河川緑地の魅力を伝えられる施策を推進します。 河川クリーン作戦参加者（年間）：109 人（令和6年度）	

☆基本施策☆

<b>基本3 森林資源の保護・有効活用</b>			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
緑の基本計画の着実な推進	今後見直しの検討を行う（計画期間満了）	都市建設課	C
施設緑地の拡充	樹木は十分であり、維持管理を行う	都市建設課	B
	現在の緑地の維持管理を行い、拡充については管理方法等を考慮し判断する	都市建設課	B
森林及び公園の保全	公園等の保全を引き続き実施する	都市建設課	B
<b>基本4 植栽運動の推進</b>			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
イベントでの苗木の配布	苗木を配布することで緑化の意識を高める	環境安全課	B
ふれあい農園等遊休地の活用	農園として町民の方へ貸し出し、農地として有効活用する	経済産業課	B
<b>基本5 特定外来生物・有害鳥獣対策</b>			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
クビアカツヤカミキリ対策	町有施設内にある被害木の伐採や殺虫剤の注入、希望者への殺虫スプレーや防虫ネットを配布する	環境安全課	新規
有害鳥獣対策	アライグマ、ハクビシン、シカ、イノシシ対策として罠の設置を行う	経済産業課	新規

### 町民の取組

- ・自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・自然とのふれあいにより、心身の健康増進を図る。
- ・自然公園における動植物の保護や美化清掃等の適正な利用に努める。
- ・街路樹や公園等の身近な自然を大切にする。
- ・家の敷地内での植栽や生垣の整備等の緑化を進める。
- ・トレッキングや野外キャンプでは、自然の保護に努め、ごみは必ず持ち帰る。
- ・所有地内の特定外来生物対策を実施する。

### 事業者の取組

- ・自然観察会等への積極的な参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努める。
- ・自然とふれあうレクリエーション等の活動を実施し、従業員の心身の健康増進を図る。
- ・所有地内の特定外来生物対策を実施する。

### 第3節 循環型社会の構築

#### ☆現状と課題☆

環境負荷を減らすための資源の節約と再利用の工夫として、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース/Reduce）、再使用（リユース/Reuse）、再生利用（リサイクル/Recycle））は生活の中に浸透し習慣化されています。

今後はさらに過剰包装などを断り、ごみになるものは受け取らず、ごみの減量をすること（リフューズ/Refuse）、修理できるものは修理して使うこと（リペア/Repair）の重要性が高まり、5Rの取組を官民協働で推進していく必要があります。

玉村町クリーンセンターへ搬入されるごみの量は、数値目標としている1人1日当たりのごみ排出量（家庭用）でみると、令和元年度は709g/人・日でしたが、令和6年度は673g/人・日と減少しています。本町は焼却残渣や不燃残渣を最終処分場に埋め立てているため、残余容量確保のためにも、今後も引き続きごみの減量化を目指す必要があります。

不法投棄問題についても、本町は例外ではありません。特に河川敷への不法投棄が目立ちます。

さらに、国道や県道沿いではポイ捨てごみも多く、町内を通過する外来者にも原因があると考えられます。

#### ☆町民アンケート☆

『ごみを減らすためには、どのような取組が大切だと思いますか？』という質問に最も多い回答は「買い物時にマイバッグを使ったり、過剰な包装を断るなどの工夫をする」でした。次いで「ごみを分別して、資源として正しく出す」「衣類や家電などを譲ったり、リユースショップを活用する」となりました。

3Rの理解が進み、資源化や再利用の意識が広がっています。

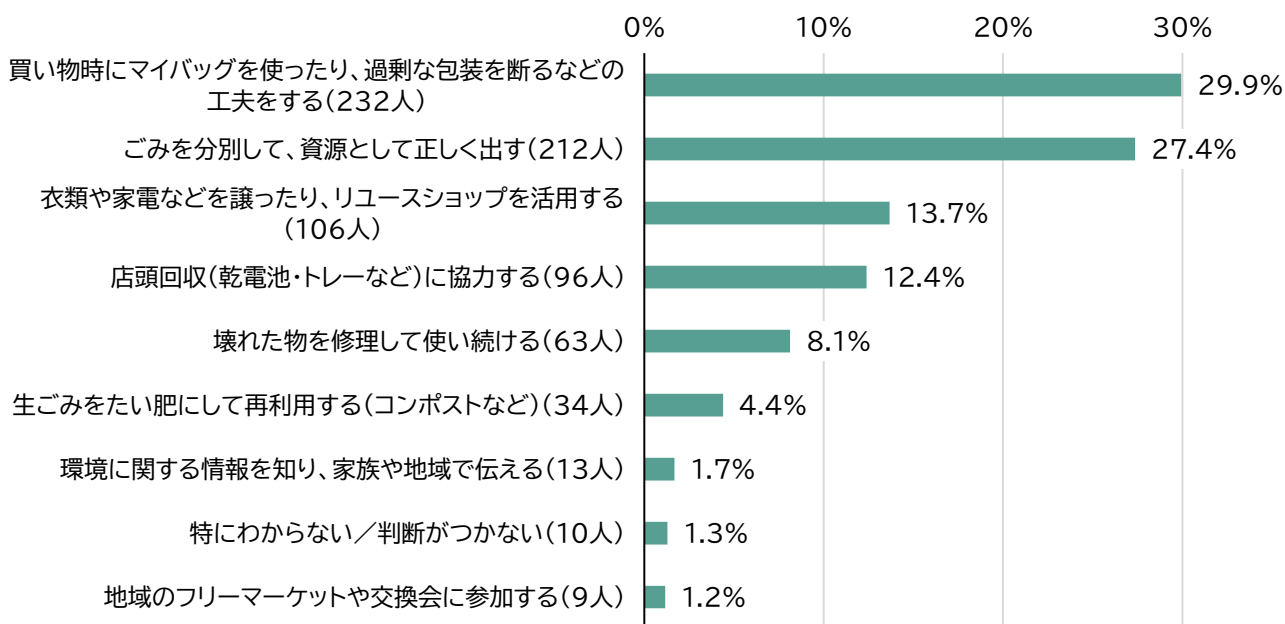


図4-5 ごみ削減に大切な取組（町民：n=293）

『お住まいの地域での環境美化・リサイクル活動について、あなたはどのように思われますか?』という質問に最も多い回答は「時間的、生活的に余裕があれば参加したい」でした。次いで「参加したいとは思わないが、取り組みについては賛成である」「内容によっては参加したい」となりました。

活動の趣旨や目的について適宜周知することで住民理解を深め、誰でもいつでも活動できる取組を進進していく必要があります。

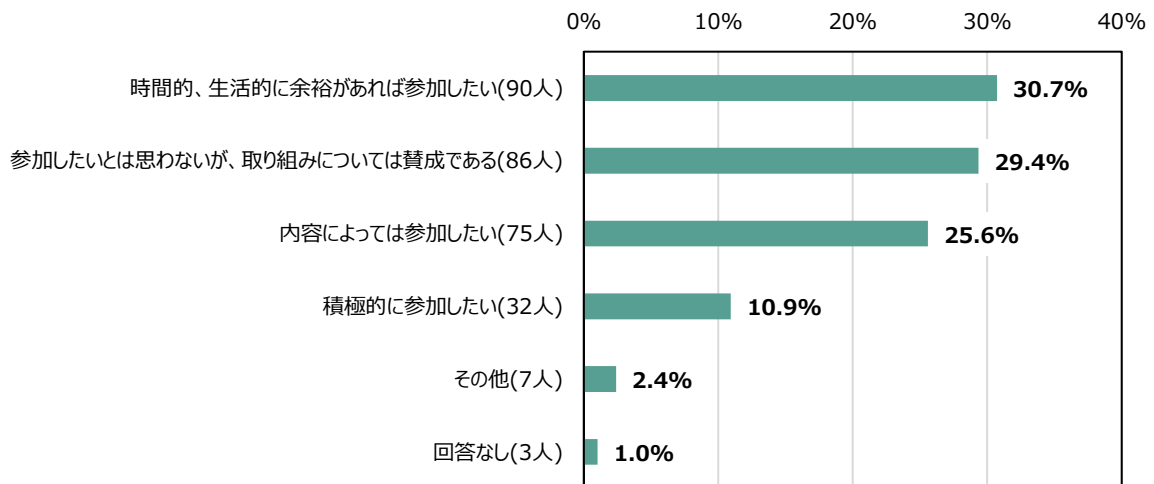


図4-6 地域での環境美化・リサイクル活動の参加意欲（町民：n=293）

☆重点施策☆

重点5 廃棄物の適正処理とごみ減量・リサイクル習慣の普及啓発	
建設副産物の再生利用、排水処理汚泥の堆肥化など、事業により発生するごみの減量化を促進します。また、事業者に対してもごみ減量化や事業系一般廃棄物の適正処理などの啓発と指導に努めます。町民には、広報などを通じてごみ減量意識の啓発、5R運動などの普及啓発を推進します。また、群馬県における「食品ロス『ゼロ』」宣言に準じ、本町における食品ロスの削減を目指します。	
数値目標	1人1日当たりごみ排出量（家庭用）の減少 705g/人・日→約670g/人・日（令和12年度）
◎中間評価 ◆1人1日当たりごみ排出量（家庭用）：673g/人・日（令和6年度）	

☆基本施策☆

基本6 ゼロエミッションとライフサイクルアセスメント			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
事業所に対する普及・推進（ゼロエミッション）	実施について検討する	経済産業課	E
	事業者への啓発検討する	経済産業課	E

基本7 グリーン購入の推進			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
グリーンコンシューマー運動の普及啓発	普及啓発を行う	環境安全課	B
エシカル消費の普及啓発	広報や施設見学时に啓発を行う	環境安全課	E
基本8 水資源の節約			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
水資源の有限性・重要性の啓発	社会科見学时に実施する	上下水道課	B
下水道処理水の有効利用策の検討	研究委員会において利用方策を検討する	企画課	C
基本9 ごみ処理システムの再設計			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
広域連携と町の役割の明確化	県の計画を把握し検討する	環境安全課	B
分別の細分化	更なる細分化を検討する	環境安全課	B
生ごみ堆肥化の検討	家庭への助成を行い堆肥化を推進する	環境安全課	B
次世代型処理システムに関する情報収集	研修会等へ参加し情報収集を行う	環境安全課	B
収集の有料化・デポジット制などの制度研究	他市町村の動向を把握し検討していく	環境安全課	B
産業廃棄物等の適正処理推進	県と協力して推進する	環境安全課	B
基本10 発生抑制と分別の意識啓発			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
焼却ごみの削減	広報誌や衛生支部長会議でごみの分別を啓発していく	環境安全課	B
小売店に対する過剰包装是正についての普及・啓発	実施方法について検討する	環境安全課	B
	商工会と実施方法を検討する	環境安全課	B
分別方法についての啓発	ごみの収集カレンダーに記載し、分別や出し方を周知	環境安全課	B
剪定枝などの未利用資源の活用	枝木を木質燃料として、処理委託する（28年度より実施）	環境安全課	B
役場及び公共施設からの廃棄物減量	ざつ紙の分別収集を周知して可燃ごみの減少に努める	総務課	B
公共工事・土木建築事業でのリサイクル推進	引き続き再生材の使用を実施する	都市建設課	B
剪定枝、畜産ふん尿、麦わら等未利用資源の有効活用	枝木を木質燃料として処理委託する	経済産業課	B
ポイ捨て・不法投棄への対策	ポイ捨て・不法投棄対策を推進するために、定期的に広報誌にお知らせ等を掲載する	環境安全課	新規

### 町民の取組

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ごみ出しのルールを遵守する。
- ・ごみのポイ捨て等を行わないように努める。
- ・生ごみ処理機を積極的に利用し、生ごみの削減に努める。

### 事業者の取組

- ・ごみの分別を徹底し、不適正処理物が混入しないよう努める。
- ・ごみ出しのルールを遵守する。
- ・ポイ捨ての禁止やごみの分別など、従業員に対する社内教育を実施する。
- ・分解性に優れた素材の開発・利用に努める。
- ・プラスチック素材の回収及びリサイクルを実施する。

## 第4節 安心安全な社会の構築

### ☆現状と課題☆

社会における安全・安心を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。

町内を流れる利根川や烏川の水質は概ね良好です。普通河川や水路では生活雑排水の流入により水質が悪化している箇所もありますが、本町に寄せられる水質汚濁の苦情件数は、平成29年度は2件でしたが令和6年度は1件と減少しています。工場や農業などの生産活動における薬剤使用に伴う化学物質の排出は、濃度によっては私たちの健康を脅かす可能性もあります。町民の暮らしと環境を守るため、官民一体となって公害防止に努めます。

また、工場や事業場などからの騒音・振動については、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、本町に寄せられる公害苦情件数は減少傾向にあり、平成29年度は13件でしたが令和6年度は9件と減少しています。

近年、発生源の多様化と快適な環境を求める住民意識の高揚により、様々な発生源からの被害が苦情として寄せられています。時代や社会の変化と人々のライフスタイルに応じた取組が求められています。

### ☆事業者アンケート☆

『貴事業所では、直近5年間で環境に関する苦情はありましたか?』という質問に最も多い回答は「苦情はない」でした。苦情の内容で最も多かったのは「騒音・振動」でした。

苦情は、事業所が環境に対する意識を高く持ち、地域住民との相互理解を図ることで未然に防ぐことができます。

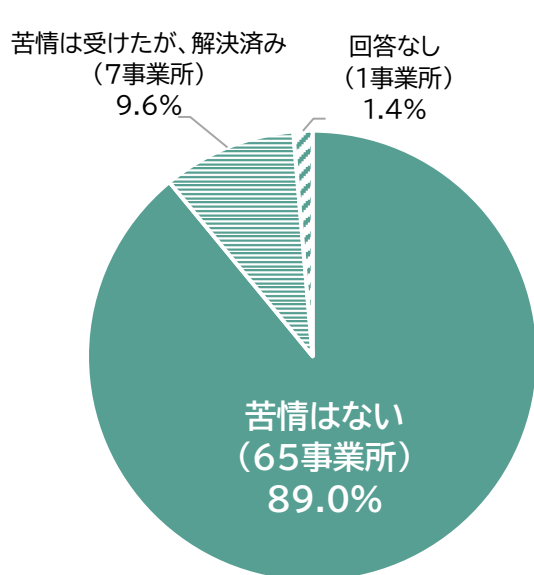


図4-7 環境に関する苦情（事業所 n=73）

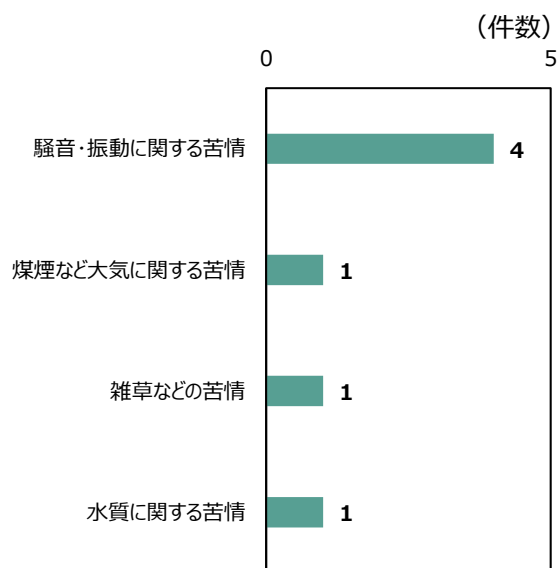


図4-8 苦情の内容（事業所 n=7）

☆重点施策☆

重点6 公害防止のためのパトロールの強化	
町民の生活環境を守るため、パトロールを強化するとともに、防犯パトロールなどと連携し、様々な機会に町の環境についてパトロールを行います。	
数値目標	公害苦情を減らす:20件→10件（令和12年度）
◎中間評価 ◆公害苦情件数 9件（令和6年度は目標達成）	

重点7 環境基本計画推進体制の確立	
環境基本計画の策定後は、概要版の配布やホームページへの掲載など、広く町民に普及・啓発を行い、町民の環境に対する意識の高揚を目指します。また、教育関係者や自然体験活動に取り組んでいる人などを対象に研修会等を開催し、人材の育成を行い、玉村町環境基本計画を確実に実行し、推進する体制を整えます。	
◎中間評価 玉村町環境基本計画の推進のために活動する団体に対し、玉村町環境基本計画モデル事業補助金を交付しています（現在、1団体が活動中）。	

☆基本施策☆

基本 11 親水空間の保全・創造			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
水辺空間の美化・清掃	引き続き維持管理を実施する	都市建設課	B
流域他市町村との連携（河川愛護活動等）	河川クリーン作戦を実施する	都市建設課	B
基本 12 有害物質等の発生抑制・管理の徹底			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
焼却灰・飛灰の適正処理	適切に最終処分場で処理する	環境安全課	B
事業所焼却炉の規制と指導	焼却炉の適正な使用を広報等で啓発する	環境安全課	B
農薬・化学肥料の適正な使用の徹底	農薬・化学肥料の適正な使用を広報等で啓発する	経済産業課	B
自家焼却の自粛と野焼きの規制	広報誌等で野焼きの禁止を周知し、発生時には現場で指導する	環境安全課	B
	農業者へ野焼きを行わないように指導する	環境安全課	B

基本 13 騒音・振動対策			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
騒音・振動の実態把握と情報提供	道路や事業所の騒音測定を年 1 回行い、実態を把握し、公表する	環境安全課	B
監視・測定の実施と事業所等への指導徹底	騒音等の苦情発生時に事業所への指導を行う	環境安全課	B
道路補修と植栽による自動車騒音の軽減	補修の必要箇所を速やかに実施する	都市建設課	B
不法改造車の取り締まり要請	安全安心パトロールで確認した際に警察と連携したい	環境安全課	E
基本 14 下水道への接続推進と排水への配慮啓発			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
下水道整備済み区域での接続促進	下水道の整備時や広報誌で周知する	上下水道課	B
台所排水への配慮啓発	公共水域の水質状況を調査し、公表する	環境安全課	D
	個別に検査時に説明する	環境安全課	B
水質汚濁の実態把握と情報提供	引き続き公共水域の水質調査を実施し、現状を把握し、公表する	環境安全課	B

### 町民の取組

- ・廃棄物は自己焼却せず適正処理に努める。
- ・未接続下水道は接続に努める。

### 事業者の取組

- ・事業活動において、大気汚染に関する管理目標を設定する。
- ・定期的な排出ガスの測定調査等を行い、大気保全を徹底する。
- ・大気汚染防止設備を定期的に点検・整備する。
- ・粉じん飛散防止対策を徹底する。
- ・事業活動において、環境に配慮したエコドライブに努める。
- ・業務で使用する車両について、環境に配慮した次世代自動車の購入に努める。
- ・事業活動において、徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用に努める。

## 第5節 環境教育の促進

### ☆現状と課題☆

環境問題は、身近な生活環境から地球温暖化など地球規模の環境に関する問題まで多種多様化し、かつ経済・社会に関する問題も絡まり複合化しています。

本町の豊かな自然を守り、快適な環境を将来に引き継いでいくためには、経済社会活動の基盤が環境であることを念頭に置き、経済社会活動が環境への負荷の増大につながらないような形に地域を転換していくことが重要です。そのためには、環境の側面のみならず経済・社会の側面も統合的に捉え、環境保全の活動が、経済や社会の課題解決にも貢献していくことを意識し、環境から地域づくりを進めていくことが必要です。

本町が有する自然や景観、文化的資源などの地域資源を適切に保全し、再生することによって、温室効果ガスの吸収、生物の生息・生育の場、良好な景観・風土の形成など環境に関する様々な機能が向上し、それらを農作物等の地域産品の提供や観光誘客、防災・減災に活用することによって、地域活性化や自然災害の軽減など経済・社会に関する効果も期待されます。

これらを推進するためには、地域づくりの担い手である町民・事業者と町が自らの役割を認識し、相互のネットワークを構築・強化することが重要です。そのためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、あらゆる機会を通じた環境学習や将来を担う子供たちへの環境教育、環境情報の発信、各種イベント等での啓発などの充実が求められています。

総合的学習における環境教育の導入支援や、海・山などの自然体験を通じて、学校教育の中で自然環境に接する機会を増やしていくことや、新エネルギー使用施設の見学など、子供たちが自然や科学に触れる場を提供するなど自然体験活動を支援し、遊びを通じた環境に対する意識づくりが大切です。

物質的な豊かさを過度に追求するこれまでの生活を見直し、これからは省エネルギーや省資源、物を大切にするなど、新たな生活様式に転換する必要があり、子供から大人まで、環境保全の活動や自然体験活動に関する指導者や組織の育成・支援に努め、環境教育の充実を図ることも大切です。

☆町民アンケート☆

『環境問題についての講演会や体験学習、イベントへの積極的に参加していますか?』という質問に最も多い回答は「意識はあるが行動には移していない」で、次に「まったく取り組んでいない」でした。

『環境について学んだことを普段の生活のなかで実践していますか?』という質問に最も多い回答は「少し取り組んでいる」で、次に「意識はあるが行動には移していない」でした。

参加しやすい環境学習やイベントを実施することで意識の醸成が図られ町民自ら行動できる体制づくりが重要です。

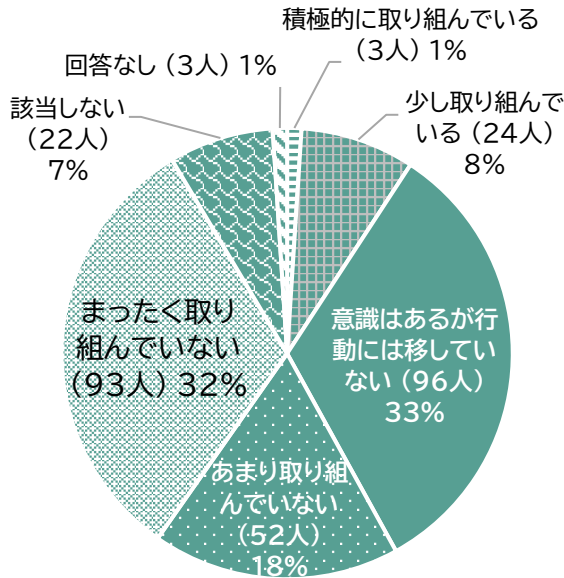


図4-9 環境問題についての講演会、学習会、イベントの参加 (町民：n=293)

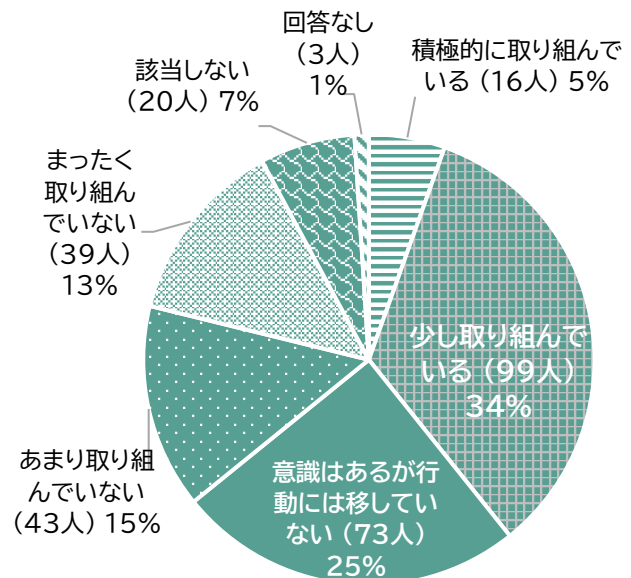


図4-10 環境学習で学んだことを日常生活での実践状況 (町民：n=293)

☆重点施策☆

<p><b>重点8 環境基本計画の熟知、推進</b></p>
<p>環境基本計画に示された事業を行う推進体制を確立し、積極的に温室効果ガスの削減や環境保全の取組を行います。</p>
<p>◎中間評価 毎年「庁内環境調整会議」を実施し、各課で排出した温室効果ガスを報告し、削減に取り組んでいます。</p>

☆基本施策☆

基本 15 自然愛護思想の普及拡大			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
緑の少年団などの活動推進	活動内容充実のための支援を行う	経済産業課	B
環境教育・環境学習の推進	引き続き各教科内での取組を推進する	学校教育課	B
	身近な自然環境にふれる機会を設ける	学校教育課	C
	引き続き稚魚の飼育・放流を行う	学校教育課	F
食農教育の推進	引き続き栽培の体験活動を行う	学校教育課	B
児童施設のグリーンカーテンへの取組	引き続き取り組む	学校教育課	D
基本 16 情報提供			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
家庭でできる省エネ・エコに関する情報を扱った書籍の貸し出し	資料を整備し、利用者へ貸し出しを行う	生涯学習課	B
環境白書・環境レポートの充実	3年に1度町の環境の現状を取りまとめ公表する	環境安全課	B
基本 17 環境美化意識の向上			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
環境美化ポスターの募集による意識の向上	小中学校における夏休みの課題として環境美化に係るポスターを募集し、コンクールを実施する	環境安全課	B
子供会雑古紙集団回収への補助	引き続き集団回収へ補助を行う	環境安全課	B
施設見学会を実施し、現状を説明し、ごみ減量化・リサイクルを推進	引き続き取り組んでいく	環境安全課	B
基本 18 食糧問題への意識啓発			
施策名	取組方針（取組内容）	所管課	進捗状況
地場生産・地場消費の推進	食育推進計画に沿って取組を行う	経済産業課	B
玉村町食糧安保構想の推進	構想に沿って取組を行う	経済産業課	B
優良食品加工業の振興	実施について検討する	経済産業課	E

### 町民の取組

- ・身近な自然とのふれあいなどを通して、環境に興味、関心を持つ。
- ・環境問題についての講演会や体験学習、イベントへの積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを普段の生活のなかで実践する。
- ・歴史や文化財に関する講座やイベント等に参加し、本町の歴史への興味・関心や文化財保護の意識を高める。
- ・身近な歴史的遺産・文化財の保護に協力する。

### 事業者の取組

- ・社員に対する環境教育を実施、環境への意識を高める。
- ・町や各種団体が行う学習会や講演会、セミナーなどに積極的に参加する。
- ・環境について学んだことを事業活動において実践し、環境負荷軽減を図る。
- ・事業活動において、歴史的遺産・文化財への配慮や保護活動を実施・支援する。



## 第5章 計画の推進・進行管理

社会情勢や経済情勢の変化、また、住民や事業者等からのニーズの多様化など、町の環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。環境基本計画の適切な推進は、こうした状況の変化を的確に捉え、施策へ反映させることが重要です。

そこで計画の実効性を高めるために、以下のような推進体制と進行管理のしくみにより計画を実行します。

### 第1節 計画の推進

#### (1) 庁内環境調整会議

この計画の推進に際しては、広範多岐にわたる各種の環境施策を総合的、計画的に実施するため、全庁的な推進体制の整備を検討し、関係課による情報交換や相互理解を深め、役割分担についての合意形成に努めます。

#### (2) 環境審議会

町民や団体の代表からなる環境審議会に対し、計画の見直し等が生じた時、環境施策などについて、意見を求め施策の展開に反映させていきます。

#### (3) 関係機関及び関係団体などとの連携

環境施策を総合的に実施するためには、環境安全課をはじめ、関係各課や地域の各団体の支援や協力が必要です。従来からの環境関連機関・団体との連携を充実していくとともに、事業の実施を通して、それぞれの地域団体などとの協力体制を図っていきます。

### 第2節 計画の評価

計画を推進するために、中間年度及び最終年度における全体的な評価だけでなく、年度ごとに重点施策及び具体的な事業の実施状況を確認し、課題を整理していきます。

各課は、毎年度末に環境に関する事業の実施状況を取りまとめ、事務局に報告します。事務局は、各課からの環境事業評価を庁内会議等に諮り、次年度の課題を明確にするとともに、翌年度以降、重点に実施する事業を決定し、玉村町環境審議会に報告します。

また、全体的な取組については、アンケート調査などの評価を検討し、計画を推進していく中で目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し・改善を必要に応じて行います。

計画の最終年度である令和12年度に最終評価を行い、設定した目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、次の計画づくりに生かしていきます。

### 第3節 計画の進行管理

環境基本計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、国、県などの関係行政機関、近隣自治体との連携を強化するだけでなく、町民、事業者の主体的な参加と実践が必要不可欠です。

町は、「玉村町環境基本計画 PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクル」を構築し、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、PDCA サイクルを回していきます。



また計画策定後は、各年度において、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。



## 資料編

### 1 玉村町環境基本条例及び環境審議会等

○玉村町環境基本条例（平成11年12月17日 条例第18号）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその育成環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

##### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、住民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代で継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷を低減すること、及びその他の行動に取り組むことにより、持続的に発展することができる地域が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

##### （町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる、環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環

境の保全及び製造に関する施策に協力する責務を有する。

(住民の責務)

第6条 住民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、住民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告等)

第7条 町長は、必要に応じ、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して町が講じた施策について報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境優先の理念)

第8条 町は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な配慮を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、玉村町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ玉村町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策と環境基本計画との整合)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境保全上の支障を防止するための規則)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じなければならない。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(環境保全上の支障を防止するための措置)

第12条 町は、事業者又は住民が環境への負荷の低減のための施設の設備、研究開発その他の適切な措置を自らとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第13条 町は、次に掲げる環境の保全及び創造に資する事業等の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備

(2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業

(3) 公園、緑地の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び住民が行う資源の循環的な利

用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（快適環境の創造等）

第15条 町は、地域の特性をいかした良好な景観、利根川や烏川などを活かした水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な環境その他の快適環境の創造又は保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習）

第16条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに環境に関する広報活動の充実により、事業者及びすべての世代の住民が、環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動を促進するための措置）

第17条 町は、事業者、住民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 町は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施）

第19条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 町は、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

（環境管理及び環境監査の普及）

第20条 町は、事業活動に係る環境負荷の低減を図るために事業者が行う環境管理及び環境監査について、その普及に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（町の率先実行）

第21条 町は、自ら事業者及び消費者としての立場にかんがみ、環境の保全及び創造に資する行為を、率先して実行するものとする。

（地球環境保全の推進）

第22条 町は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の地球環境の保全について、県及びその他の団体と連携して、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

（環境審議会）

第23条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、玉村町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、町長に対して、環境の保全及び創造に関する施策の推進について、助言及び提言をすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項については、町長が別に定める。

### 第4章 環境の保全及び創造を図るための推進体制等

（推進体制の整備）

第24条 町は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 町は、民間団体等との協働により、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体

制を整備するものとする。

（県及び他の市町村との協力）

第25条 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第26条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

## ○玉村町環境審議会設置要綱

平成6年2月3日  
要綱第3号

### (目的)

第1条 玉村町環境基本条例（平成11年条例第18号。以下「環境基本条例」という。）第23条第1項の規定に基づき、玉村町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 審議会は、環境基本条例第23条第2項及び第3項に規定された事項について審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員11人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 佐波伊勢崎農業協同組合たまむら担当理事
- (2) 商工会を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 保健衛生組合長及び副組合長
- (5) 県環境アドバイザー
- (6) 区長会長
- (7) 地球温暖化防止活動推進員
- (8) 玉村町小中学校長
- (9) 県中部環境事務所長

2 審議会は、必要があるときは、委員以外の出席を求め質問し、説明させることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、町長の諮問があったとき、又は委員の3分の1以上から審議すべき事項を示して招集を請求されたときは、速やかに審議会を招集しなければならない。

### (議事)

第7条 審議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (報告)

第8条 審議会は、会議事項に関し、必要な事項をその都度、町長に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境安全課において処理するものとする。

### (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、その都度審議

会に図り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附 則（平成7年11月10日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月19日要綱第8号）

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年5月28日要綱第12号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年12月17日要綱第19号）

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成14年4月23日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年8月1日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年1月16日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月14日要綱第3号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月9日要綱第2号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日要綱第18号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和7年12月24日要綱第37号)

この要綱は、令和7年12月10日から施行する。

## 2 アンケート調査

### (1) アンケート調査の概要

#### 《町民アンケート》

- (a) 調査対象 玉村町に居住する 18 歳以上の男女 700 人
- (b) 抽出方法 住民基本台帳データから無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和 7（2025）年 10 月 20 日～11 月 4 日
- (e) 回収数 293 人（回収率 41.9%）
- (f) 設問数 13 問

#### 《事業者アンケート》

- (a) 調査対象 玉村町の事業所 176 所
- (b) 抽出方法 商工会データから無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収・インターネット回収
- (d) 調査期間 令和 7（2025）年 10 月 27 日～11 月 7 日
- (e) 回収数 73 所（回収率 41.5%）
- (f) 設問数 11 問

#### 《農業従事者アンケート》

- (a) 調査対象 玉村町の農業従事者 62 人
- (b) 抽出方法 無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収・インターネット回収
- (d) 調査期間 令和 7（2025）年 10 月 27 日～11 月 7 日
- (e) 回収数 33 人（回収率 53.2%）
- (f) 設問数 15 問

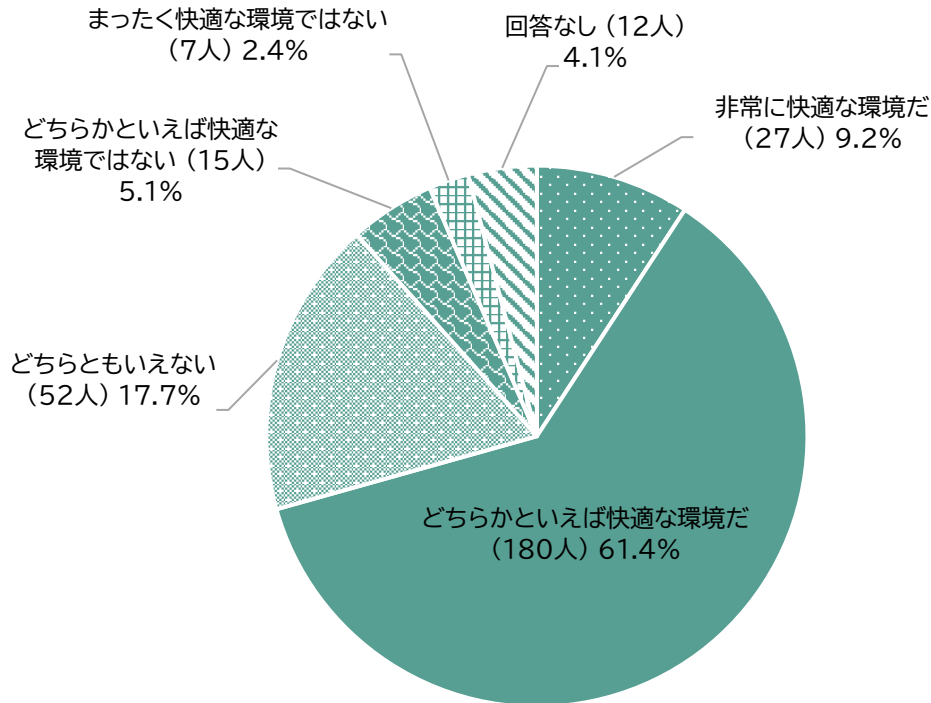
#### 《中学生アンケート》

- (a) 調査対象 玉村町の小中学生 274 人
- (b) 町内の中学校 3 年生
- (c) 調査方法 学校から配布・インターネット回収
- (d) 調査期間 令和 7（2025）年 10 月 29 日～11 月 10 日
- (e) 回収数 227 人（回収率 82.8%）
- (f) 設問数 11 問

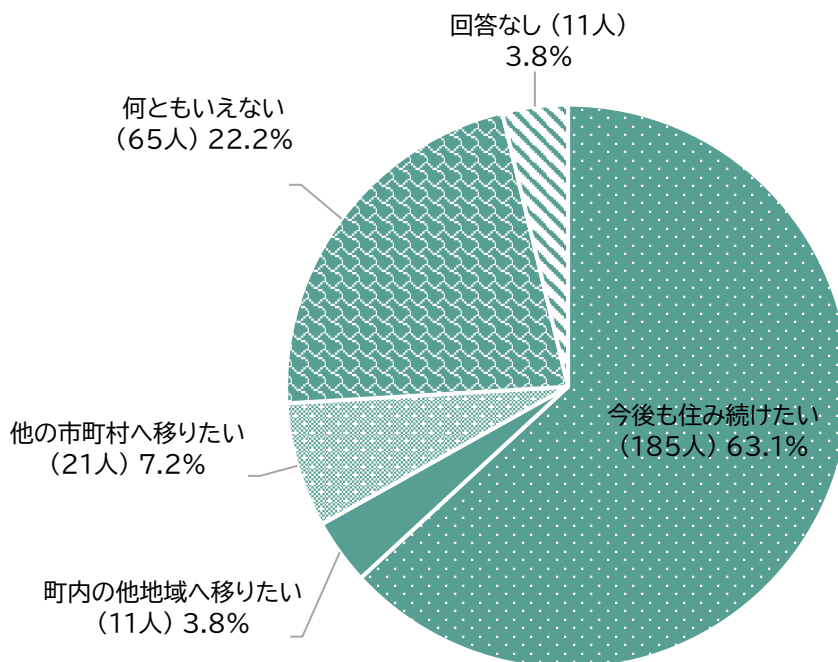
(2) アンケート調査結果 (抜粋)

《町民アンケート》 (回答数: 293 人)

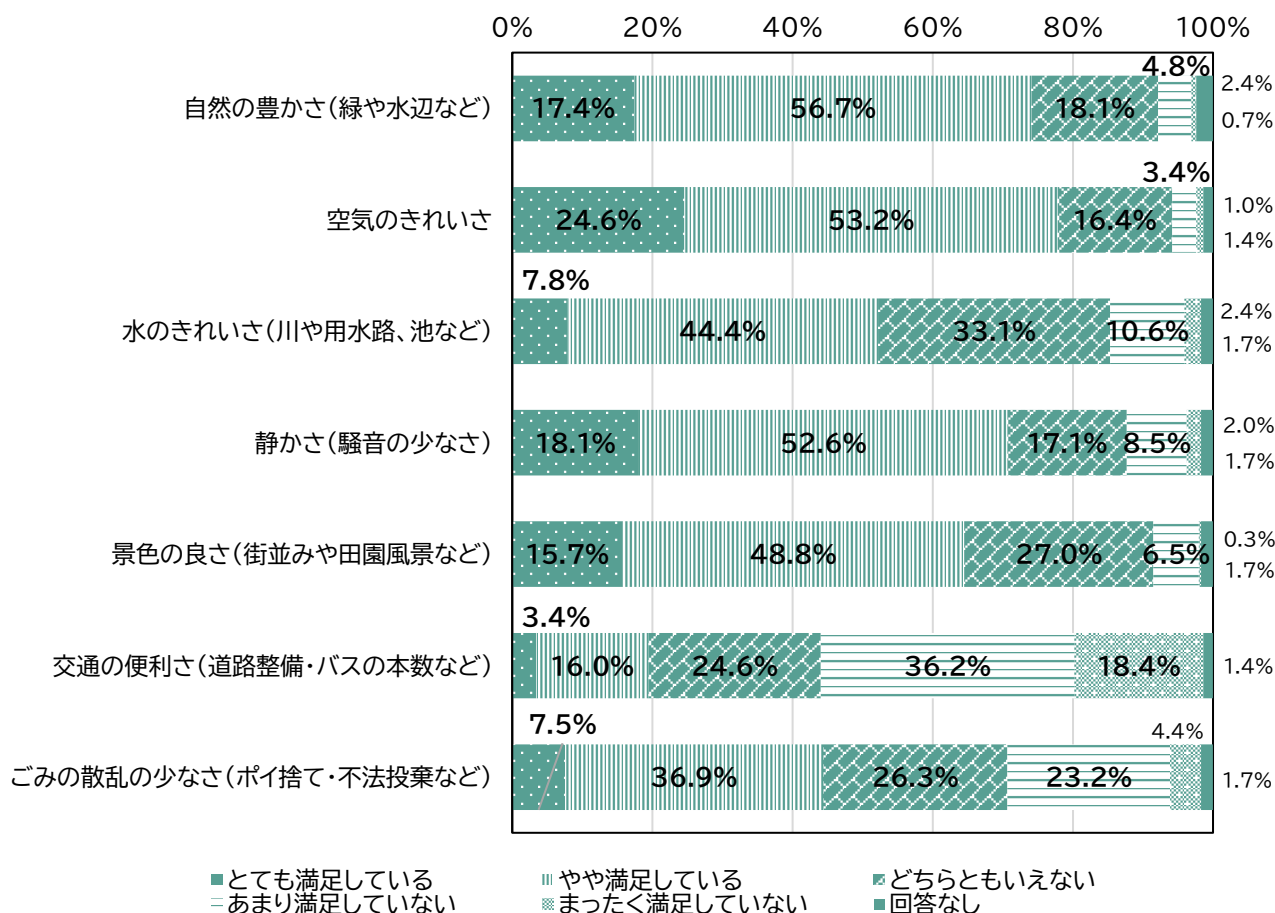
■あなたは、身近な環境についてどのように感じていますか? (一択)



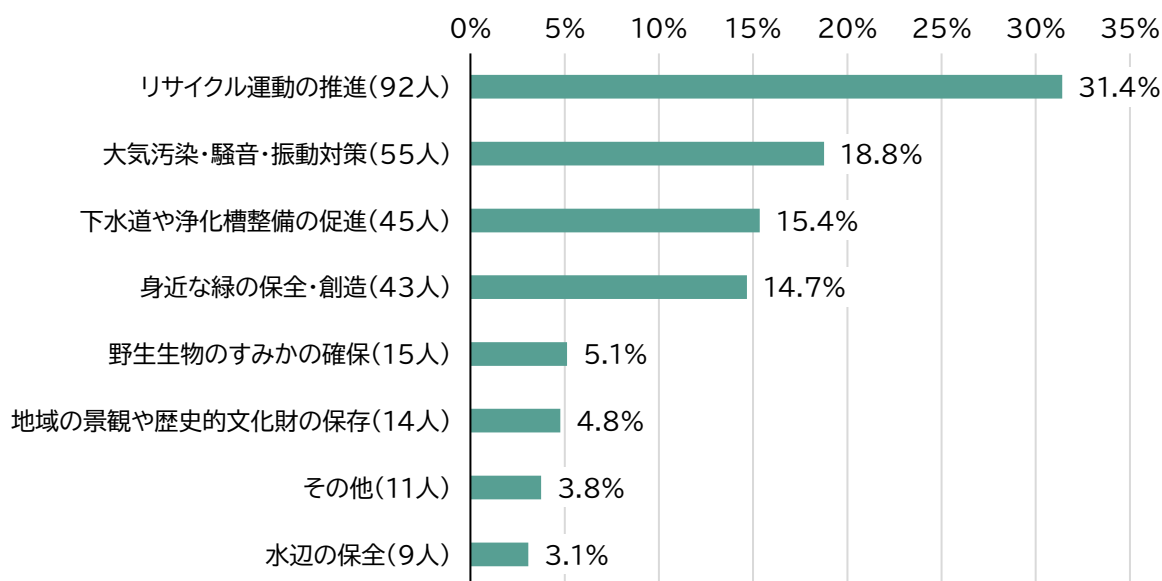
■あなたは、現在お住まいの地域に、今後も住み続けたいですか。それとも他の地域に移りたいとお考えですか。(一択)



■あなたの地域での状況にどの程度満足していますか？

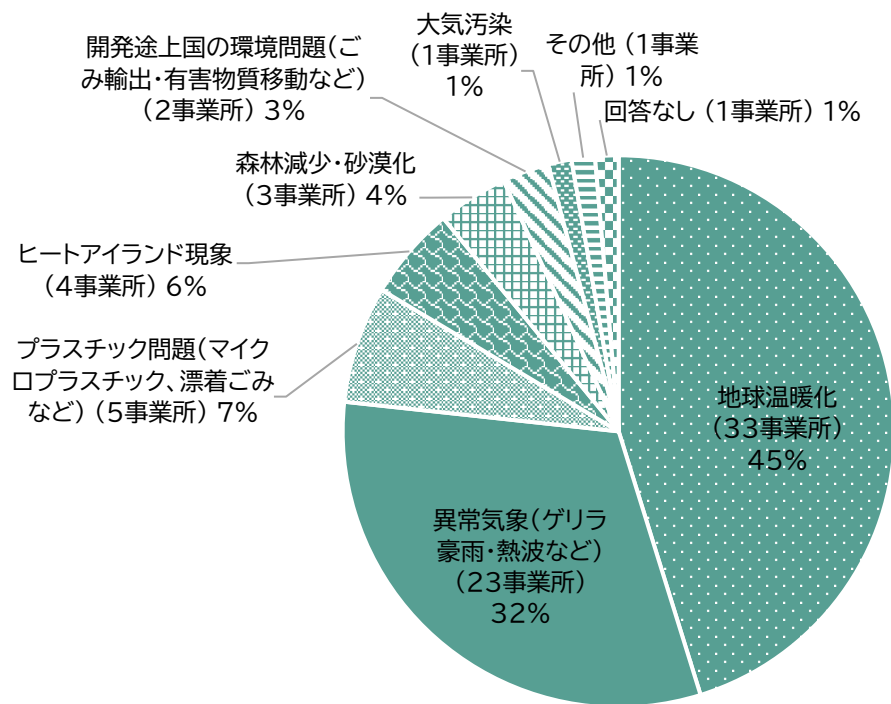


■環境保全のための行動について、今後どのような事が必要と考えられますか？（一択）

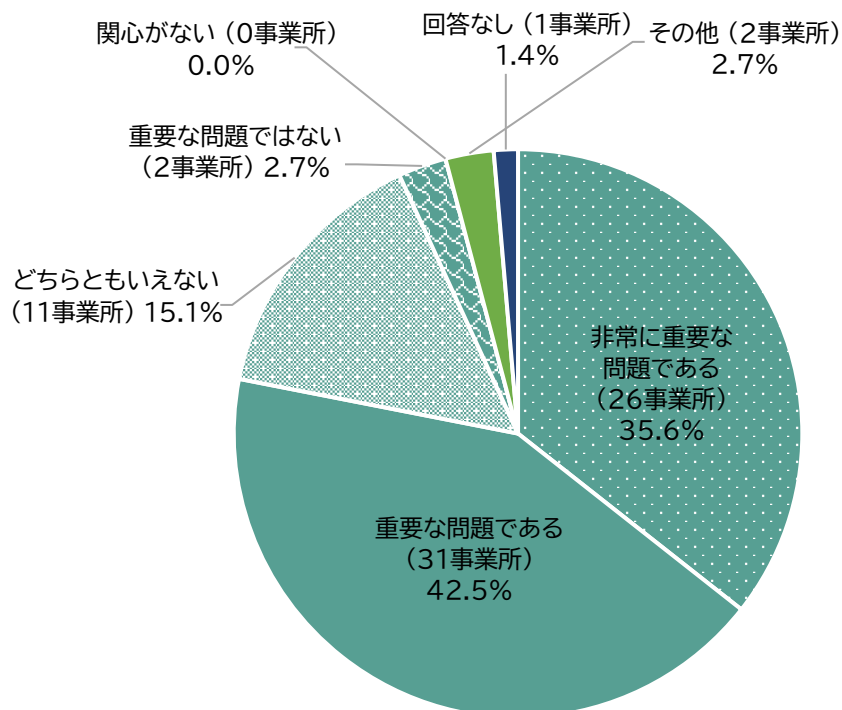


《事業者アンケート》（回答数：73 事業所）

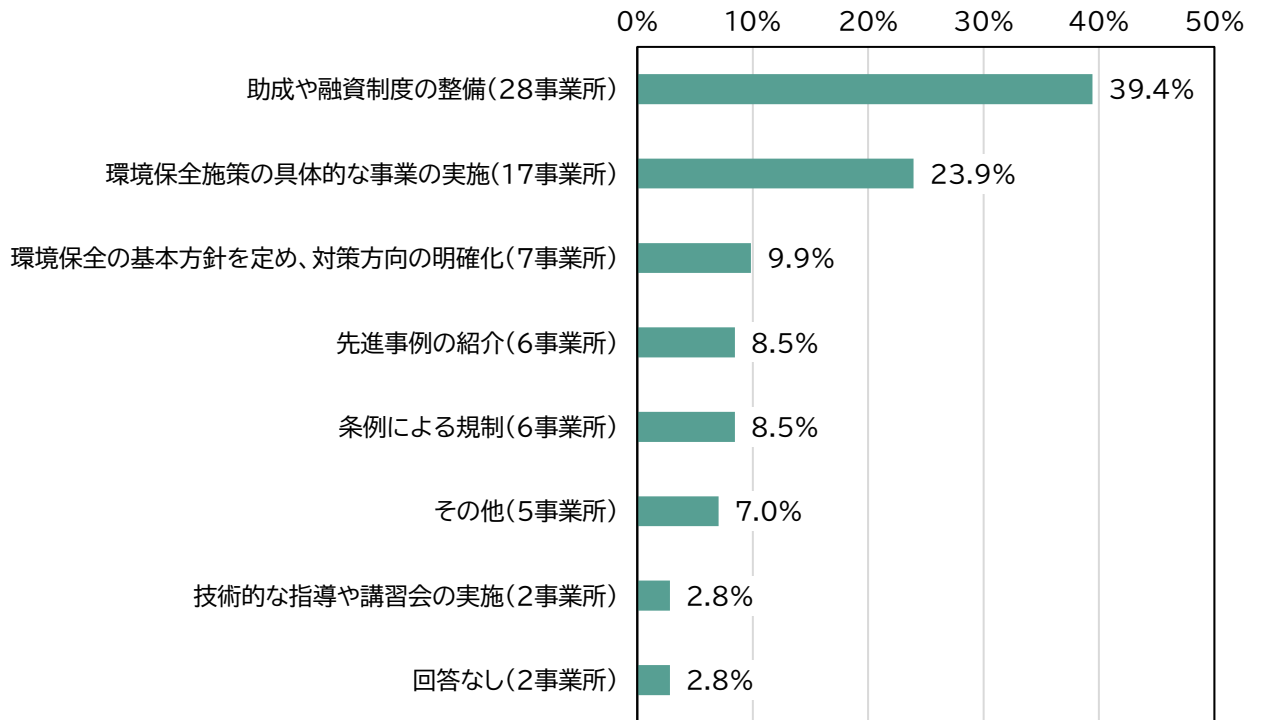
■ 貴事業所において、今日の環境問題で関心があるものはどのようなことですか？（一択）



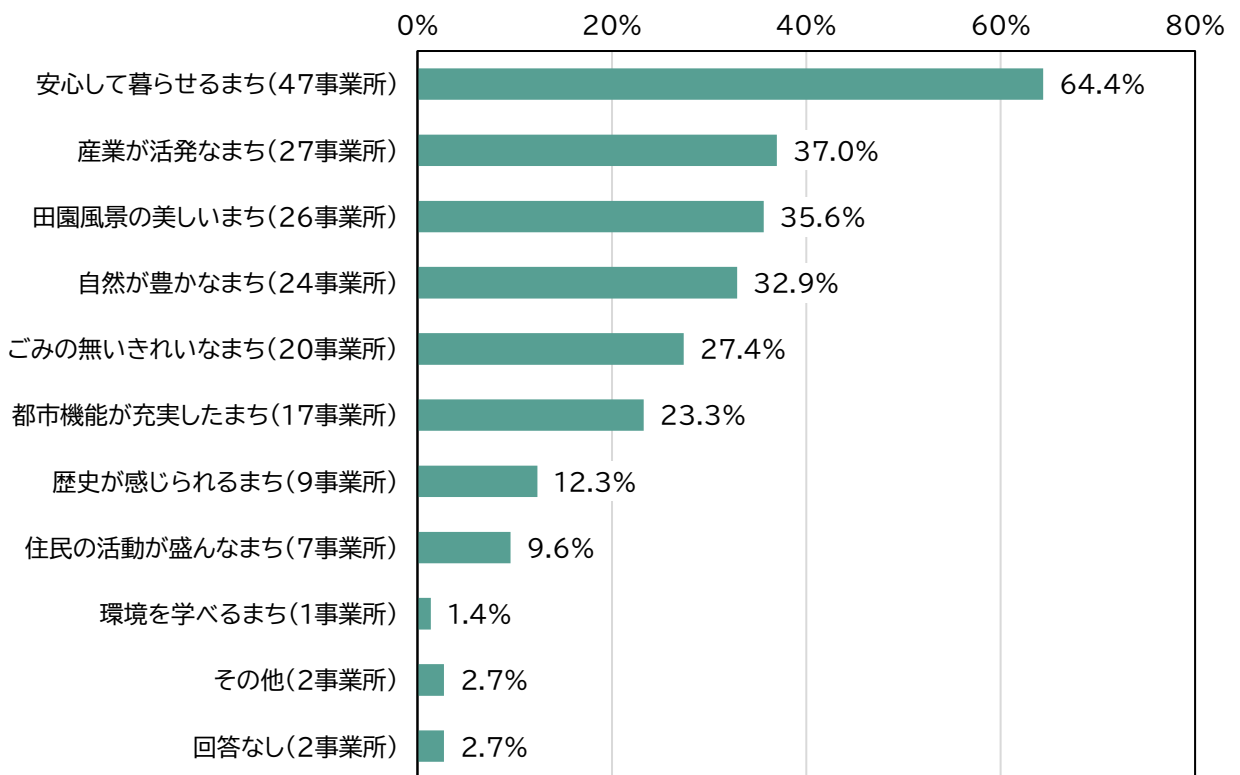
■ 貴事業所の活動において地球温暖化問題を現在どのように捉えていますか？（一択）



■事業所として、町にどのようなことを望みますか？（一択）

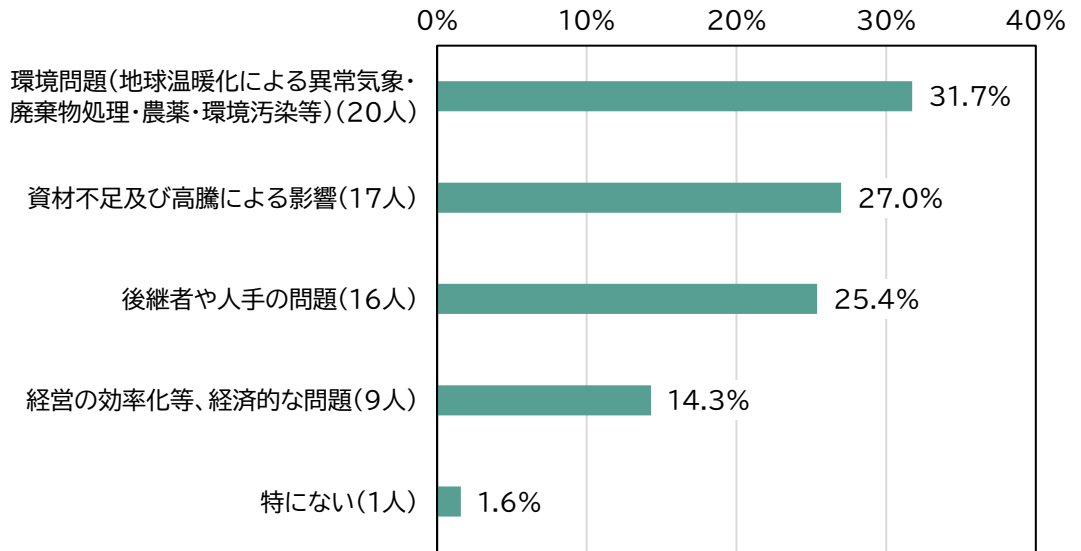


■あなたは、将来の玉村町がどのようなまちになったらよいと思いますか？（複数選択可）

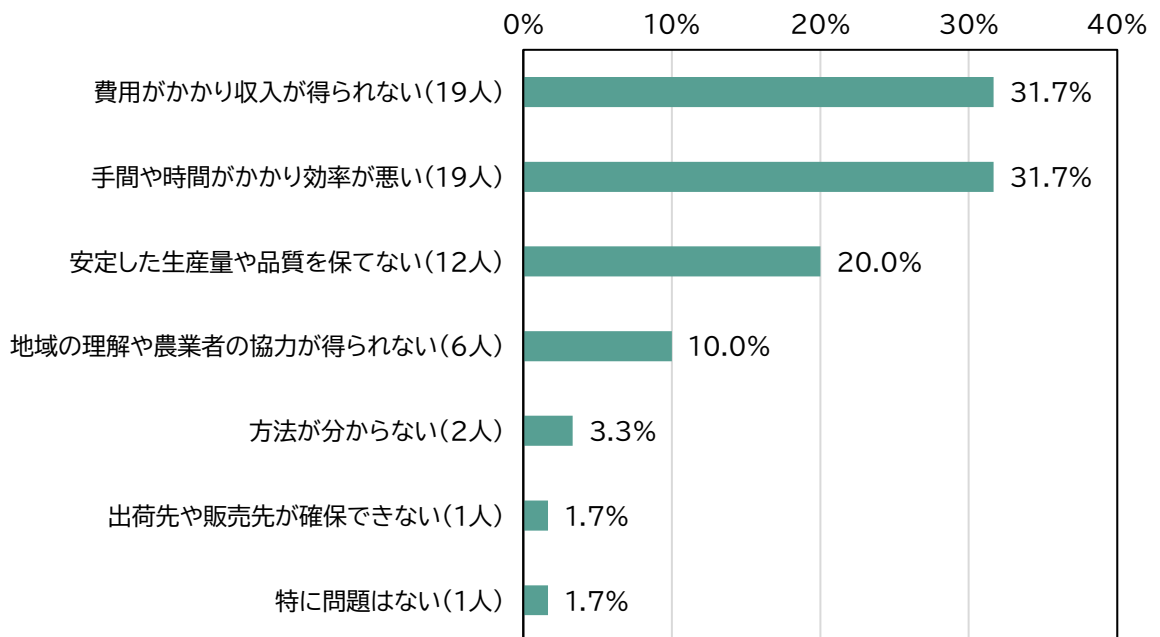


《農業従事者アンケート》（回答数：33人）

■農業を営むうえで、現在、あなたが主にかかえている課題はどのようなことですか？（2つまで選択可）

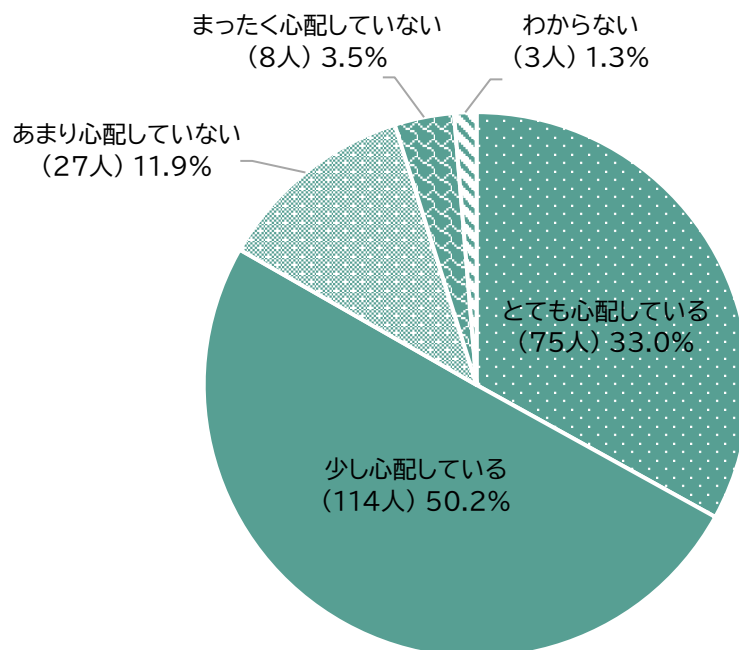


■農業従事者が環境保全の取り組みを推進する上で、どのような事が障害になると考えますか。または、障害になっていますか？（複数回答可）

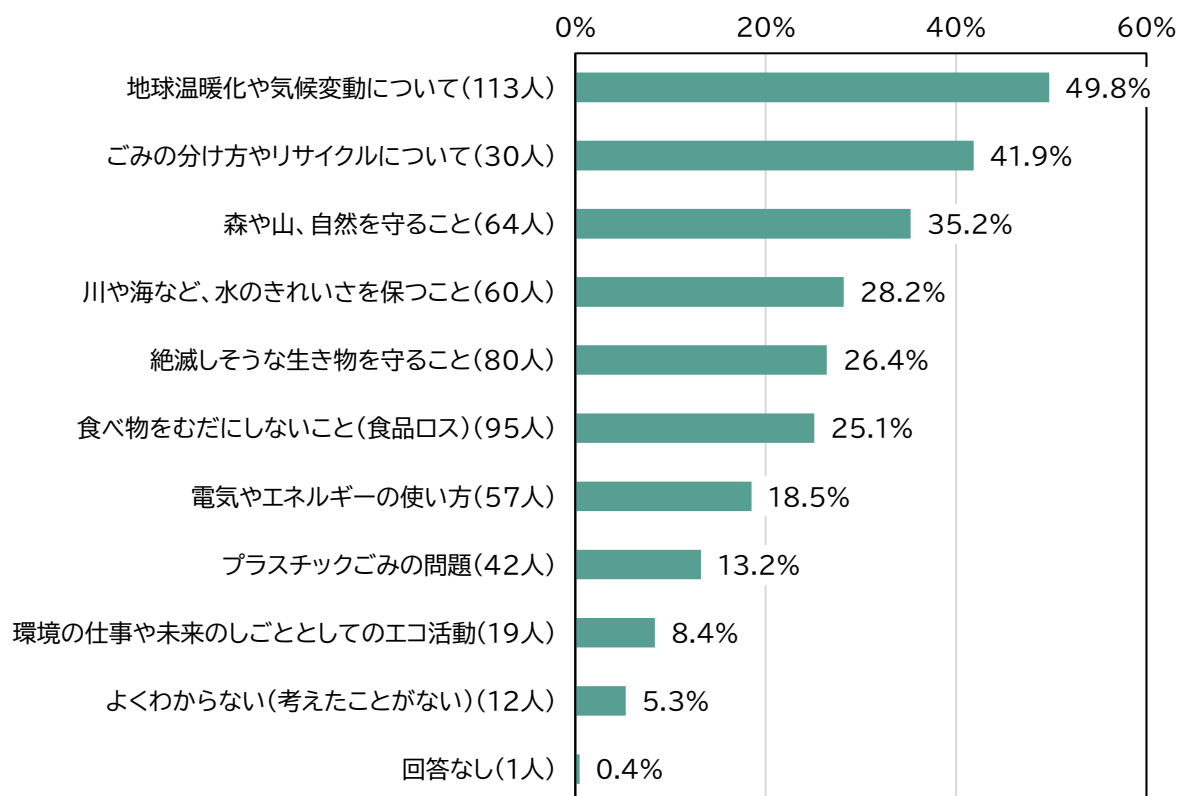


《中学生アンケート》 (回答数：227人)

■あなたは、今の地球の環境について、どのようにお考えですか？(一択)



■あなたが、「興味がある」と思う環境のテーマはどれですか？(3つまで選択可)



### 3 玉村町環境基本計画に取り入れたSDGsの考え方

「玉村町環境基本計画」と関連するSDGsについて、以下の通り示します。



#### 目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



#### 目標3 人々に保健と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



#### 目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



#### 目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



#### 目標7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



#### 目標8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



#### 目標9 産業と技術革新の基礎をつくろう

強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び改革の推進を図る



#### 目標11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



#### 目標12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



#### 目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



#### 目標14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



#### 目標15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



#### 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 4 用語の説明

### 【あ行】

#### 一級河川

河川法により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が区間を限定して指定した河川。小さな川でも、最終的に一級河川に流れ込んでいけば、その川も一級河川となる。

#### 一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響がある。

#### ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

#### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなど。

#### エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

#### 温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、熱を吸収、再放射する性質を持つ気体。大気中の量が増加することにより、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されている。

### 【か行】

#### カーボンニュートラル

人間の活動による温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロの状態になること。

#### 外来種

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

#### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定める行政目標。「環境基本法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

#### クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ・ノー上着スタイルがその代表。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境負荷の少ない商品やサービスを優先して購入すること。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品が該当する。

## 光化学オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの強酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い刺激性を有し、大気濃度が0.12ppm以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることがある。

## 【さ行】

### 自然再興 (ネイチャーポジティブ)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。従来の自然保護だけを行うものではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携して社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方をいう。

### 次世代自動車

ガソリン以外の燃料や新型エンジンを導入し、二酸化炭素や有害ガスなどの排出量が少ない環境に配慮した自動車の総称。電気自動車やハイブリッド車、燃料電池車などが含まれる。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

### 循環経済 (サーキュラーエコノミー)

生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムのこと。

### 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当する。

### 生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿以外の排水のこと。炊事、洗濯、入浴等により排出される水。

### 生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

### 生物多様性

生物の多様さとその生息環境の多様さのことで、生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素である。

## **ゼロエミッション**

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのこと。主に産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにすることを指す。

### **【た行】**

#### **炭素中立（ネット・ゼロ）**

カーボンニュートラルのこと。

### **【な行】**

#### **二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）**

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

### **【は行】**

#### **浮遊粒子状物質**

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10 $\mu$ m（ $\mu$ m=100万分の1m）以下のもの。

#### **粉じん**

物の破碎、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する物質。

### **【ら行】**

#### **リサイクル/Recycle（再生利用）**

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

#### **リデュース/Reduce（発生抑制）**

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

#### **リフューズ/Refuse（拒否）**

ごみの元になるものを買ったり貰ったりしないこと。エコバックを活用してレジ袋をもらわない、マイタンブラーを使用して使い捨て容器をもらわない行動のこと。

#### **リペア/Repair（修理）**

壊れたものをすぐ捨てるのではなく、修理してできるだけ長く使うこと。

#### **リユース/Reuse（再使用）**

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

### 【英数字】

#### BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

#### SDGs (エスディージーズ)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための 17 の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール (目標) が定められ、平成 29 (2017) 年 3 月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体が SDGs に取り組むためのガイドラインが策定されている。



---

## 玉村町環境基本計画（2021-2030）

【後期計画・中間見直し】

令和8年3月

発行 玉村町 環境安全課  
〒370-1192  
群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201  
TEL 0270-65-2511（代表）  
FAX 0270-65-2592  
e-mail [kankyo@town.tamamura.lg.jp](mailto:kankyo@town.tamamura.lg.jp)

---

